

総合型地域スポーツクラブとスポーツ少年団における
倫理的問題に関する取り組み調査報告書

令和7年3月

公益財団法人 日本スポーツ協会
明治大学政治経済学部高峰研究室

調査概要

<総合型地域スポーツクラブ調査>

期間:令和6年8月21日から9月20日

対象:令和6年度に「総合型地域スポーツクラブ全国協議会」に登録する総合型地域スポーツクラブ 1,087 団体

回収(率):342 団体(31.5%)

※以下、本報告書では総合型地域スポーツクラブは「総合型クラブ」と略す。

<スポーツ少年団調査>

期間:令和6年12月6日から令和7年1月7日

対象:令和6年度に「日本スポーツ少年団」に登録する単位スポーツ少年団 24,989 団体

回収(率):5,409 団体(21.6%)

<質問項目>

a) 基本的項目

団体の設立年、会員・役員・常勤事務局員・非常勤事務局員・スタッフ・ボランティア・指導者の人数(男性/女性/その他)、所在地の自治体の規模、年間予算規模、法人格の有無と種類、補助金・助成金受領の有無、保険加入の有無

b) 部活動地域移行関連項目

部活動の地域連携・地域クラブ活動への移行に関する取り組みを行っている/関わっているか、取り組みの具体的内容、行政との連携(経緯、内容)、連携/検討しない理由、取り組みを行ううえでの課題、今後の取り組みの予定(内容)、取り組む予定がない理由

c) 倫理問題に対する取り組みに関する項目

規約等の策定状況(対象、周知方法)、倫理的問題に関する規定(年、具体的事項)、定めず検討しない理由、倫理的問題を扱う委員会等の設置状況、倫理的問題を扱う担当者、予防対策等の取り組み(具体的事項、取り組み方法)、倫理的問題の処理規約

<調査の実施方法>

上記の質問項目を元にウェブ上にアンケートフォームを作成し、そこへのアクセス情報を依頼状に掲載した。

調査方法としては、いずれの調査も公益財団法人日本スポーツ協会の担当部署から登録アドレスに対して調査協力を依頼するメールを送り、任意で回答してもらった。なお、回答〆切のおよそ一週間前に全調査対象に対してリマインダーを送付した。

なお、以下に示す図の上にはその図に関する設問文を記したが、その冒頭にある記号は以下のことを意味する。

●:文字や数字を入力するもの

○:あてはまる選択肢一つを選ぶもの

◎:あてはまる選択肢全てを選ぶもの

第1章 基本情報の集計結果

表1. 各団体の基本情報

	全体	総合型クラブ	スポーツ少年団
設立年			
中央値	1997	2008	1994
1960年代	3.8	0.0	4.2
1970年代	19.5	0.3	21.4
1980年代	16.5	0.3	18.0
1990年代	13.3	2.9	14.3
2000年代	19.2	55.8	15.6
2010年代	15.7	34.8	13.9
2020年代	12.0	5.8	12.6
計	n=3,911	n=342	n=3,569
所在地の自治体の規模			
東京23区	1.2	3.2	1.1
政令指定都市	7.7	4.4	7.9
市	76.6	65.2	77.3
町	13.4	23.7	12.8
村	1.1	3.5	0.9
計	n=5,750	n=342	n=5,408
年間予算規模			
10万未満			20.5
10-30万円			30.4
30-50万円			20.1
50-100万円			19.3
100万円以上			9.7
100万円未満		10.2	
100-300万円		19.6	
300-500万円		12.6	
500-1000万円		21.6	
1000万円以上		36	
計	n=5,751	n=342	n=5,409
法人格の有無と種類			
NPO法人	3.8	46.5	1.1
一般社団法人	1.2	11.1	0.6
一般財団法人	1.3	0.3	1.4
(仮)認定NPO法人	0.2	2.0	0.1
その他の法人	0.9	1.8	0.8
法人でない	92.5	38.3	95.9
計	n=5,751	n=342	n=5,409
補助金・助成金の受領			
受けている	48.6	63.7	47.7
受けていない	51.0	35.7	52.0
申請中	0.1	0.6	0.1
免除・減額	0.1	0.0	0.1
わからない	0.1	0.0	0.1
その他	0.1	0.0	0.1
計	n=5,751	n=342	n=5,409

表 1 には総合型クラブとスポーツ少年団の基本情報の集計結果を示した。

a) 団体の設立年

まず設立年について、スポーツ少年団ではすでに 1960 年代に設立された団体が 4.2% 存在する。そして 1970 年代に設立されたスポーツ少年団が 21.4% と割合としては最も多く、それ以降も 10 年毎に 1 割以上のスポーツ少年団が設立され続けている。一方、総合型クラブでは 1970～1990 年代に設立された団体も存在するが、半数以上の団体が 2000 年代以降に設立されている。各団体の設立年の中央値を求めると、総合型クラブは 2008 年であるのに対してスポーツ少年団は 1994 年である。

b) 団体所在地の自治体規模

各団体の所在地については、全体で 76.6% の団体の所在地が市、続いて 13.4% の団体の所在地が町である。スポーツ少年団の所在地は市に、総合型クラブの所在地は町に多く偏っている傾向がみられる。

c) 年間予算規模

各団体の年間の予算規模については、その実情を鑑み、回答の選択肢を総合型クラブとスポーツ少年団とで分けて設定した。スポーツ少年団では 30.4% の団体が年間 10-30 万円の予算で団体を運営している。次いで 10 万円未満と 30-50 万円の団体がそれぞれ 2 割強を、50-100 万円の団体が 2 割弱を占め、100 万円以上の団体は 9.7% に留まる。一方、総合型クラブで年間予算が 100 万円未満の団体は 10.2% であり、36.0% の団体は 1,000 万円以上の予算規模をもつ。続いて 500-1,000 万円と 100-300 万円の団体が 2 割前後を占めている。

d) 法人格の有無と種類

法人格の有無については総合型クラブとスポーツ少年団とで大きな違いがみられる。総合型クラブでは 61.7% が法人格を有しており、そのうち NPO 法人が最も多く 46.5% であるのに対して 38.3% は法人格をもたない団体である。一方、スポーツ少年団では 95.9% の団体が法人格を有していない。

e) 補助金・助成金の受領

行政からの補助金や助成金の受領については、団体全体としては受けている団体と受けていない団体がそれぞれ約半数を占めた。団体種別でみると、総合型クラブでは受けている団体が、スポーツ少年団では受けていない団体が多い傾向がみられる。

表2. 各団体における会員等の平均人数

	全体	総合型クラブ	スポーツ少年団
会員/団員			
男性	27.42	177.97	17.90
女性	18.83	190.35	7.98
その他	0.03	0.48	--
合計	46.30	368.80	25.89
役員			
男性	2.14	8.83	1.72
女性	1.52	3.81	1.37
その他	0.00	0.01	--
合計	3.67	12.65	3.10
常勤事務局員			
男性		0.86	
女性		0.96	
その他		0.01	
合計		1.82	
非常勤事務局員			
男性		1.15	
女性		1.09	
その他		0.00	
合計		2.25	
スタッフ			
男性			2.06
女性			1.00
その他			--
合計			3.05
ボランティア			
男性	2.49	7.39	2.18
女性	1.56	4.48	1.37
その他	0.00	0.06	--
合計	4.05	11.93	3.55
指導者			
男性	5.12	12.82	4.63
女性	1.16	7.61	0.75
その他	0.00	0.03	--
合計	6.28	20.46	5.38

※斜線を引いたセルは、質問しなかったことを意味する。

※スポーツ少年団の調査では、性別は男性と女性だけの二値で質問した。

表 2 には、総合型クラブとスポーツ少年団の会員等の平均人数を示した。各団体の事務局事務を担当する人員については、総合型クラブでは「常勤/非常勤の事務局員」、スポーツ少年団では「スタッフ」と表現して質問した。

a) 会員/団員

会員や団員の合計平均人数はスポーツ少年団が 25.89 人であるのに対して総合型クラブでは 368.80 人と 10 倍以上の差がある。性別でみると総合型クラブの会員の平均人数は女性がやや多いが、スポーツ少年団の団員では男子が女子よりも倍以上の平均人数である。

b) 役員

役員の人数は合計値で総合型クラブ 12.65 人であるのに対してスポーツ少年団 3.10 人であった。

c) 事務局員/スタッフ

総合型クラブにおいて事務局事務を担当する事務局員は、常勤で合計 1.82 人、非常勤で 2.25 人であり、これらを単純に合わせると 4 人程度の人員で事務局事務を行っていることがわかる。一方、スポーツ少年団ではスタッフという名称で常勤か非常勤かは不明であるが約 3 人で事務局を担当している。

d) ボランティア

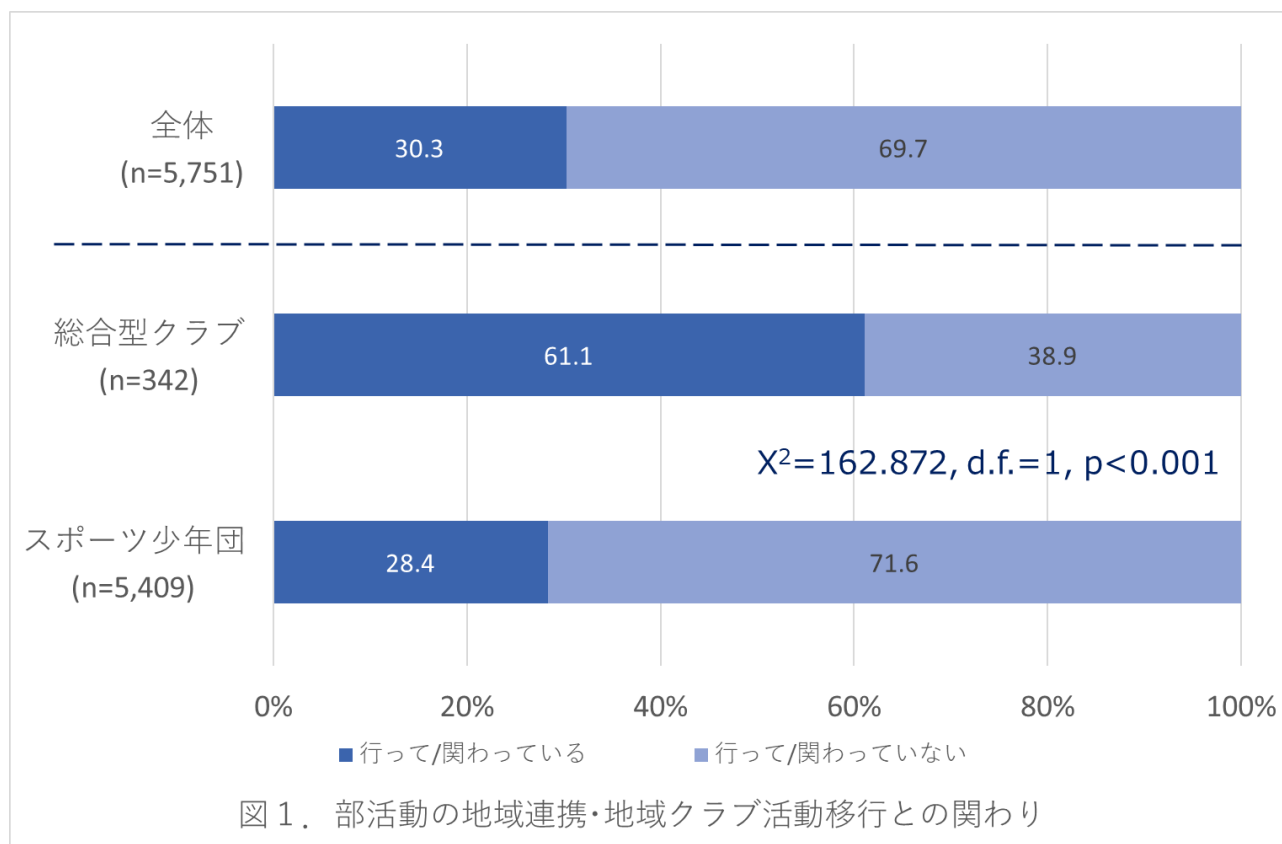
ボランティアの平均人数にも総合型クラブとスポーツ少年団とで大きな違いが見られる。総合型クラブでは平均して 11.93 人とほぼ 12 人のボランティアが活動にかかわっているが、スポーツ少年団では 4 人弱と少ない。ただし会員の平均値との兼ね合いを考えると、ボランティア一人あたりの会員数はスポーツ少年団のほうが少ない。またボランティアの性別をみると、総合型クラブとスポーツ少年団いずれも女性より男性のほうが多い傾向がみられる。

e) 指導者

各団体の指導者の人数についても総合型クラブとスポーツ少年団とでは違いがみられ、総合型クラブで 20.46 人だったのに対してスポーツ少年団では 5.38 人であった。また指導者の性別においても男性指導者が多い傾向がみられ、特にスポーツ少年団の女性指導者の平均人数は 1 人に満たなかった。

第2章 部活動の地域連携・地域クラブ活動への移行について

○問1. 貴団体では、部活動の地域連携・地域クラブ活動への移行に関して取り組みを行っている、または関わっていますか。



本調査の回答団体全体において、部活動の地域連携・地域クラブ活動への移行（以下「地域連携・地域クラブ活動移行」と略す）に関して何らかの取り組みを行っていたり、関わっている（以下「関わっている」と略す）団体は 1,745 団体、その割合は 30.3%であった（図 1）。

これを団体種別で比較すると、総合型クラブでは 61.1%、スポーツ少年団では 28.4%であり、統計的に有意な偏り（ $\chi^2=162.872, d.f.=1, p<0.001$ ）であると共に、割合としてもスポーツ少年団と比べて倍以上の割合の総合型クラブが地域連携・地域クラブ活動移行に関わっていることがわかる。

一方で割合ではなく実数をみると、地域連携・地域クラブ活動移行に関わっている団体数は総合型クラブ 209 団体、スポーツ少年団 1,536 団体であり、調査実施時点で日本各地で展開される部活動の地域連携・地域クラブ活動移行に関わっている団体としては圧倒的にスポーツ少年団が多い。

問1で「行っている」または「関わっている」と回答した団体にうかがいます。

◎問2. 「行っている」または「関わっている」取り組みの具体的な内容についてお知らせください。(複数選択可)

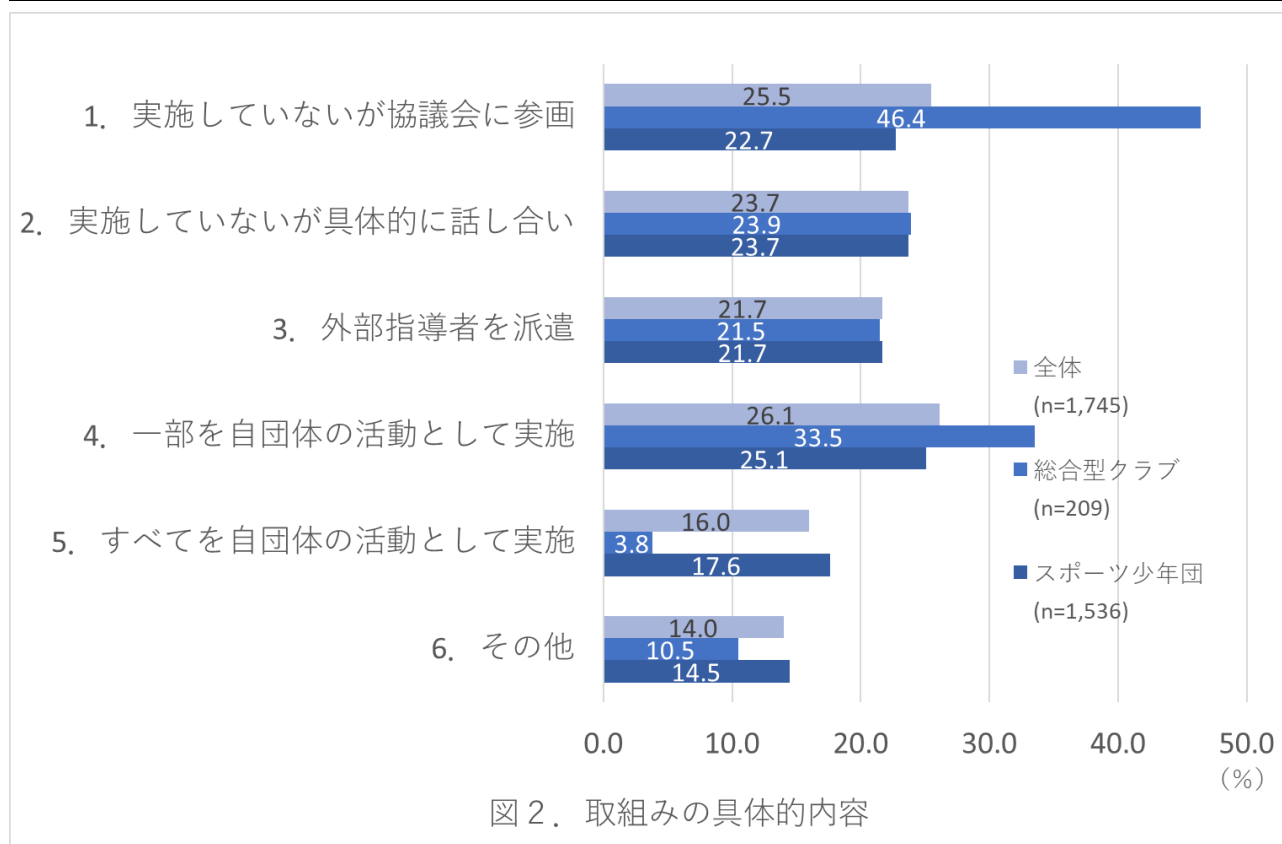


図 2 には、部活動の地域連携・地域クラブ活動移行について「行っている」「関わっている」と回答した団体に対して、その取り組みの具体的な内容について複数選択式で質問した結果を示した。

全体としては「部活動の一部を総合型クラブの活動として実施している」(一部を実施、26.1%) がもっとも多く、「活動実施には至っていないが、行政等による協議会に参画している」(協議会に参画 25.5%)、「活動実施には至っていないが、行政や学校等と今後の部活動連携・地域クラブ移行について具体的な計画の話し合いを行っている」(話し合い、23.7%)、「部活動に外部指導者を派遣している(外部指導者派遣 21.7%)」が続く。

団体種別でみると、総合型クラブでは「協議会に参加」(46.4%)が突出して多く、次いで、部活動の地域連携・地域クラブ活動移行の一部が自団体の活動として実施(33.5%)されている。他方、スポーツ少年団では上に挙げた「一部を実施」(25.1%)、「話し合い」(23.7%)、「協議会に参画」(22.7%)、「外部指導者派遣(21.7%)」がいずれも 20%台で並ぶが、総合型クラブでは実施割合が低かった「部活動のすべてを自団体の活動として実施している」ケースが 17.6%を占めた。

○問3. 「行っている」または「関わっている」取り組みにおいて、行政と連携していますか。

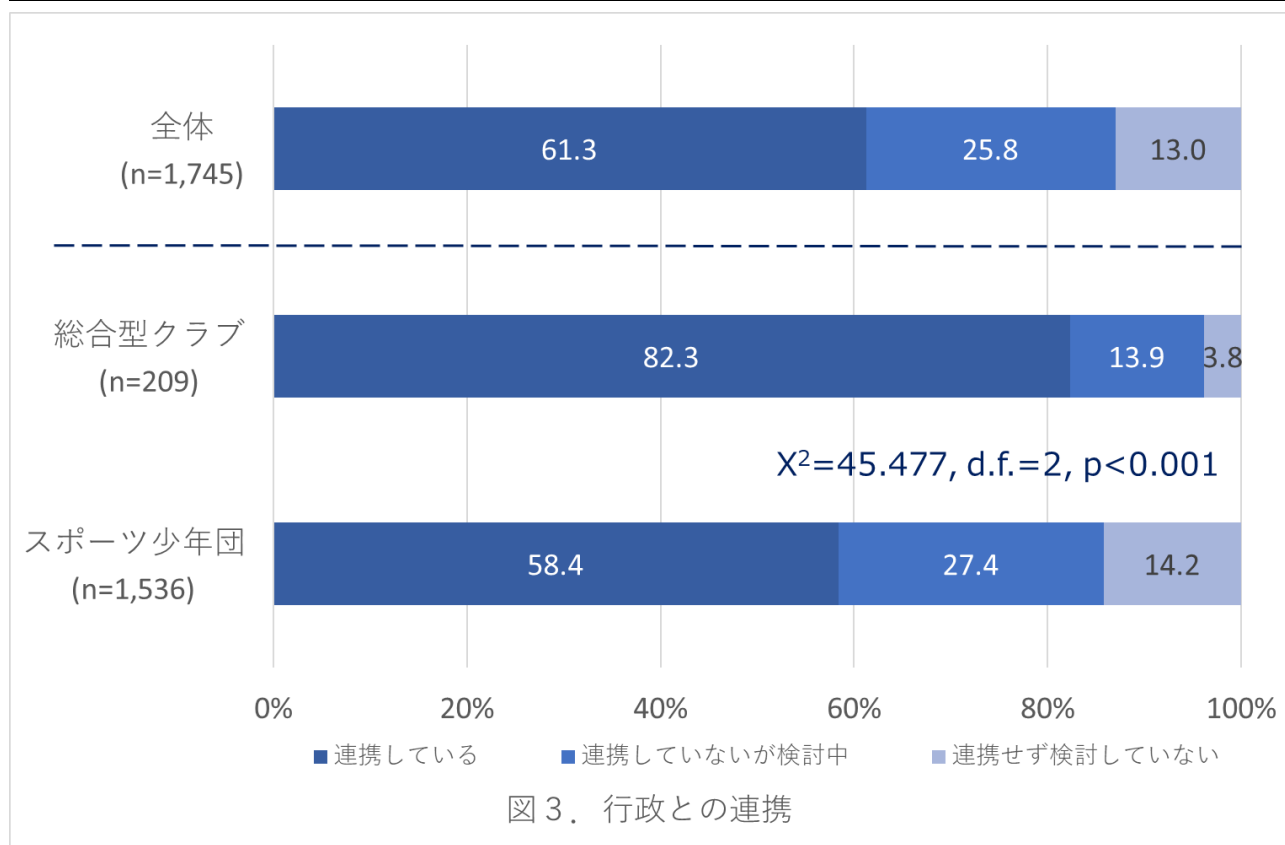


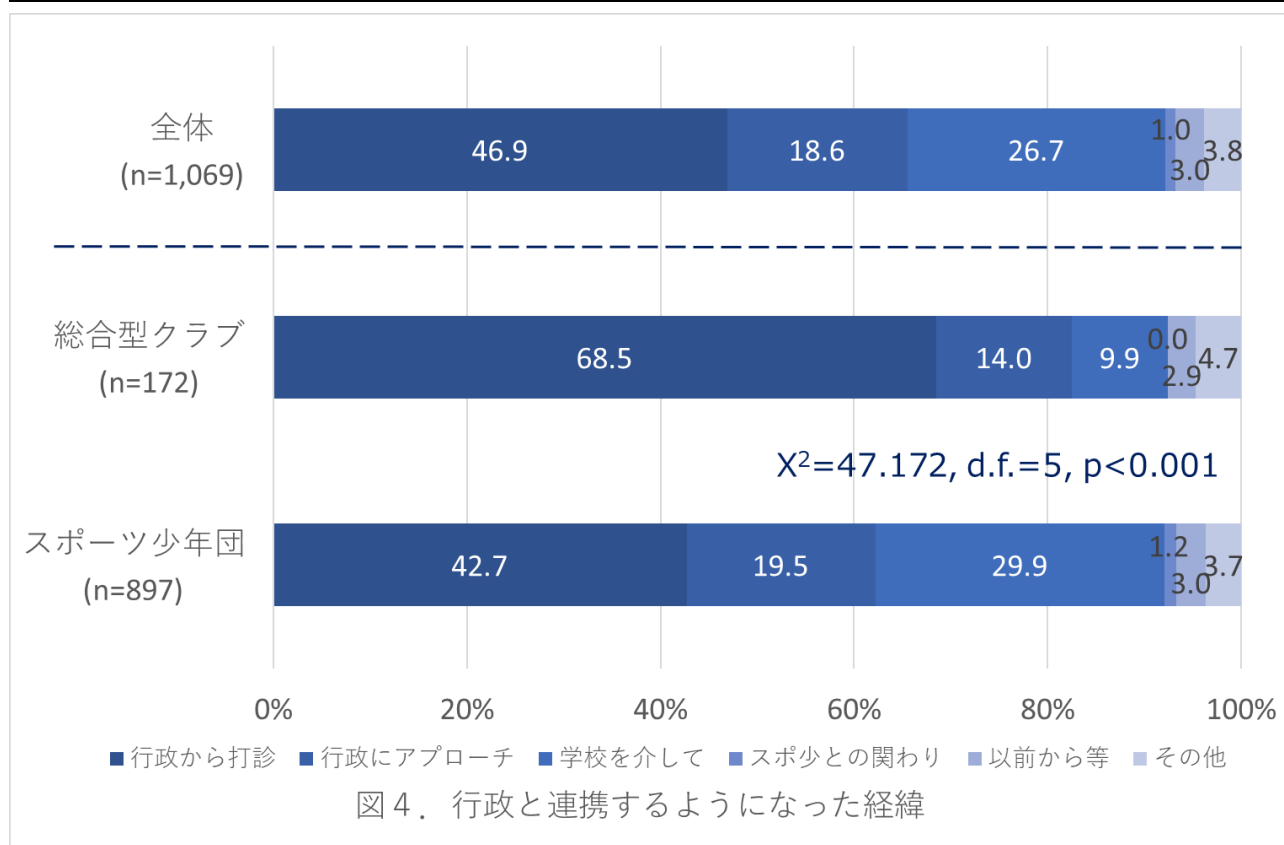
図 3 には、部活動の地域連携・地域クラブ活動移行について「行っている」「関わっている」と回答した団体に対して、その取り組みにおいて行政と連携しているか否かについて択一式で質問した結果を示した。

全体としては 61.3%の団体が「連携している」と回答し、さらに 25.8%が現時点では「連携していないが、検討している」と回答した。他方、調査実施時点で部活動の地域連携・地域クラブ活動移行に関わっていないながらも行政と「連携しておらず、検討もしていない」団体が 13.0%を占めた。

団体種別でみると、現時点で連携している団体は総合型クラブでは 82.3%を占めたがスポーツ少年団では 58.4%に留まった ($\chi^2=45.477, d.f.=2, p<0.001$)。ただし、スポーツ少年団においては総合型クラブのほぼ倍である 27.4%の団体が連携を検討中と回答している。しかしその値を含め、部活動の地域連携・地域クラブ活動移行において行政と連携を検討しないと回答する団体は総合型クラブでは 3.8%だがスポーツ少年団では 14.2%を占める。

問3で「連携している」と回答した団体にうかがいます。

○問4. 行政と連携するようになった具体的な経緯についてお知らせください。

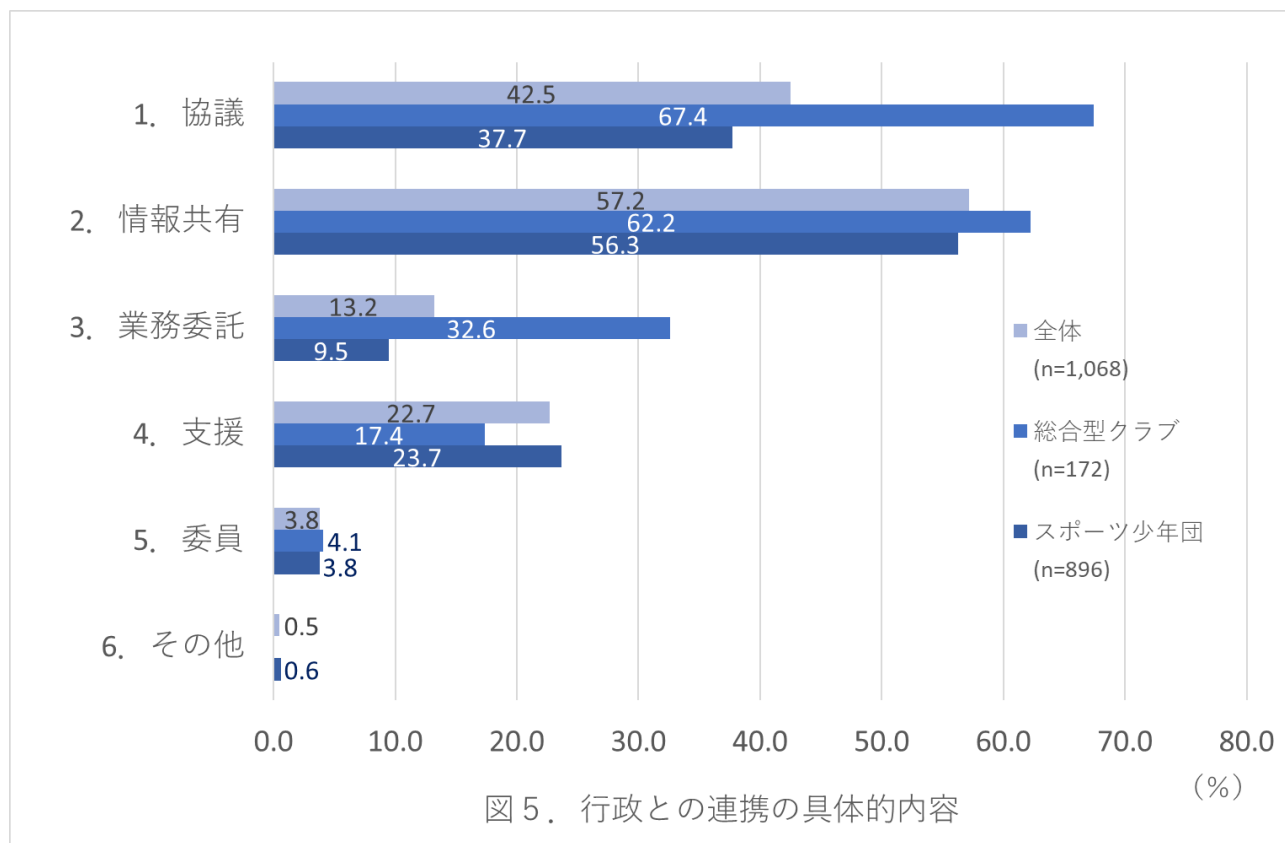


問4には部活動の地域連携・地域クラブ活動移行について「行っている」「関わっている」と回答した団体のうち、その取り組みにおいて行政と連携していると回答した団体に、行政と連携するようになった具体的な経緯について択一式で質問した結果を示した。

全体では半数弱の46.9%にあたる団体がその経緯として「行政から連携の打診があった」ことを選んだ。続いて「学校と自団体が既に連携しており、学校を介して行政と連携した」が26.7%、「自団体から行政にアプローチした」が18.6%で続き、これら3つの経緯が全体の9割以上を占めた。

こうした経緯の分布には団体種別によって偏りが認められる($\chi^2=47.172, d.f.=5, p<0.001$)。「行政から打診」は総合型クラブでは68.5%を占めるがスポーツ少年団では42.7%である。他方、「学校を介して」は総合型クラブでは9.9%に留まるがスポーツ少年団ではほぼ3倍の29.9%を占める。

◎問5. 行政との連携の具体的な連携内容についてお知らせください。



部活動の地域連携・地域クラブ活動移行について「行っている」「関わっている」と回答した団体のうち、その取り組みにおいて行政と連携していると回答した団体に、行政との連携に関する具体的な内容について複数選択式で質問した。図 5 はその結果を示したものである。

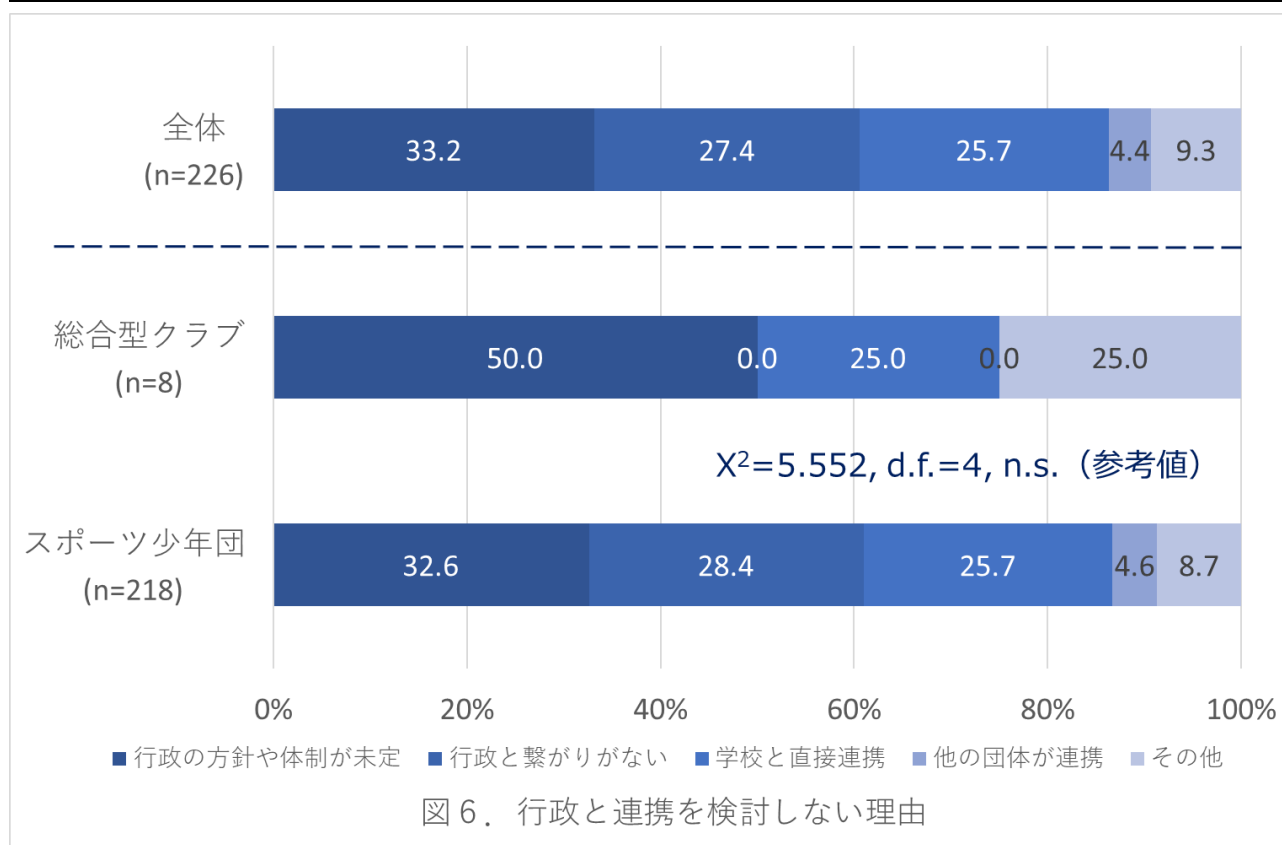
団体全体として最も割合の高かった連携内容は「行政と部活動の地域連携・地域クラブ活動移行に関する情報を共有している」(情報共有、57.2%)であり、次いで「行政と協議(協議会への参画含む)を行っている」(協議、42.5%)、「行政から自団体が実施している部活動の地域連携・地域クラブ活動移行に関する事業に対して支援を受けている」(支援、22.7%)、「行政から部活動の地域連携・地域クラブ活動移行に関する業務を受託している」(業務受託、13.2%)が続いた。

こうした傾向は団体種別でみた場合にもほぼあてはまる。ただし、総合型クラブでは協議が 67.4%、業務委託が 32.6%を示し、いずれもスポーツ少年団の割合とは大きく異なる。

また行政が設置した検討委員会等の委員になることで行政と連携しているケースも数パーセントながら報告された。

問 3 で「連携しておらず、検討もしていない」と回答した団体にうかがいます。

○問6. 行政と「連携しておらず、検討もしていない」理由についてお知らせください。



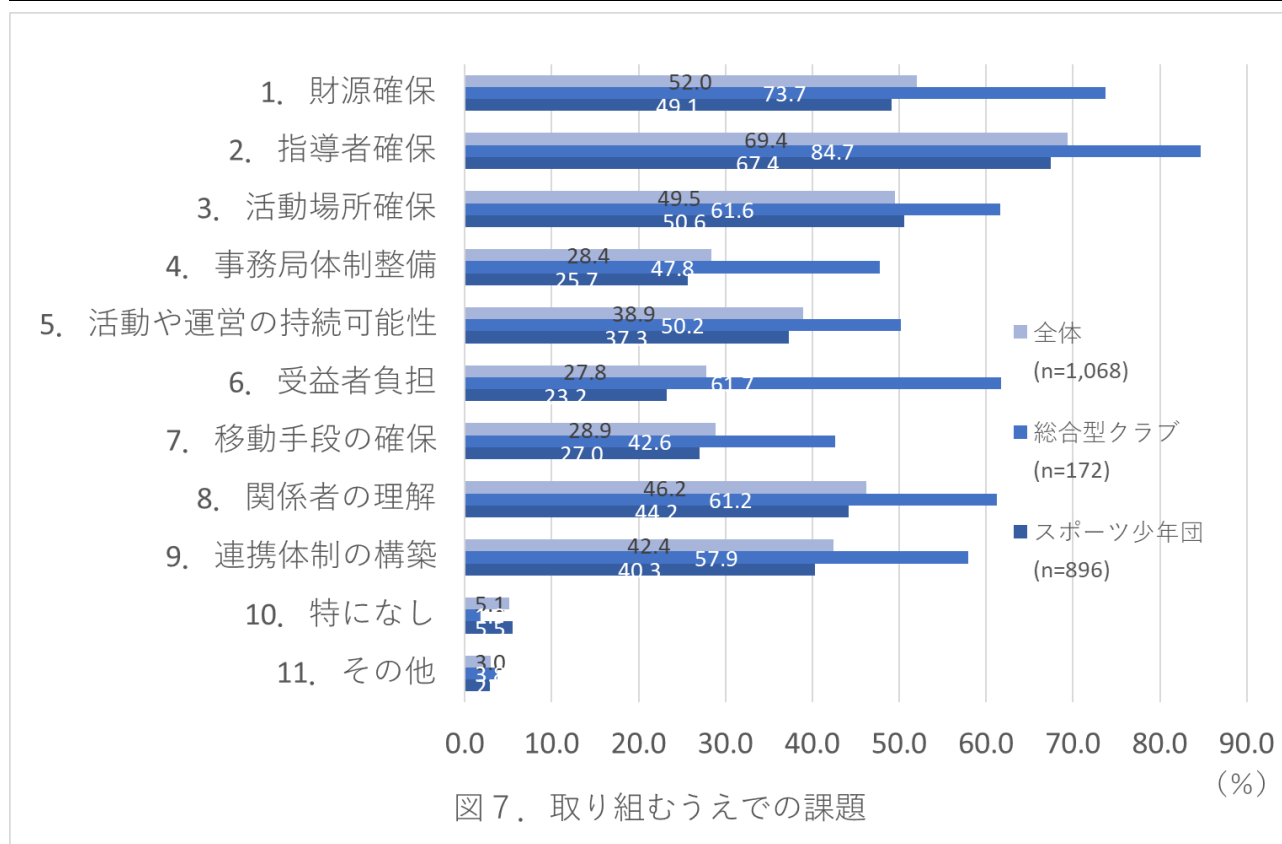
部活動の地域連携・地域クラブ活動移行について「行っている」「関わっている」と回答した団体のうち、その取り組みにおいて行政と「連携しておらず、検討もしていない」と回答した団体に、行政との連携を検討しない理由について択一式で質問した(図 6)。

全体としては「行政の方針や体制が決まっていないため」(33.2%)、「行政との繋がりがいないため」(27.4%)、「学校と直接連携して取り組みを進めているため」(25.7%)が三大理由となっている。

これらの割合はスポーツ少年団においてもほぼあてはまる。他方、総合型クラブでは「連携しておらず、検討もしていない」と回答した団体自体が 8 団体のみであるため、統計分析の結果は参考値扱いとする。8 団体のうち半数の 4 団体が「行政の方針や体制が決まっていないため」を、2 団体が「学校と直接連携して取り組みを進めているため」と「その他」の理由を、連携を検討しない理由として挙げた。

問1で「行っている」または「関わっている」と回答した団体にうかがいます。

◎問7. 部活動の地域連携・地域クラブ活動への移行の取り組みを行っているうえでの課題をお知らせください。



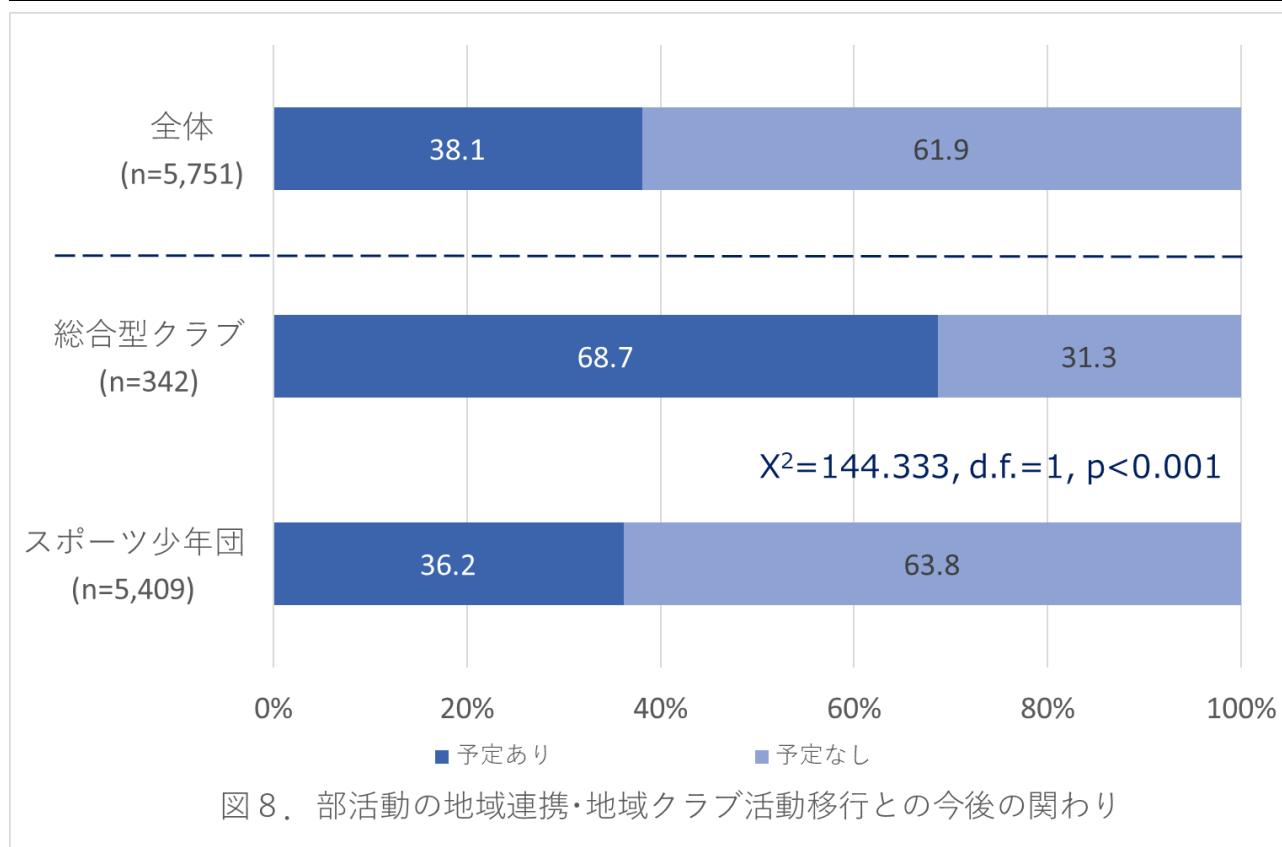
この問では、部活動の地域連携・地域クラブ活動移行について「行っている」「関わっている」と回答した団体を対象に、部活動の地域連携・地域クラブ活動への移行に取り組むうえでの課題について複数選択式で質問した(図7)。

団体全体としてもっとも課題として捉えられているのは「指導者の確保」(69.4%)であり、「財源の確保」(52.0%)、「活動場所の確保」(49.5%)、「関係者(学校・生徒・保護者・地域住民・指導者など)の理解」(46.2%)、「関係者(行政・学校など)との連携体制の構築」(42.4%)が4割以上の団体に課題として挙げられた。

団体種別でみると、概して総合型クラブとスポーツ少年団の回答率には小さくない違いが認められる。部活動の地域連携・地域クラブ活動移行に関わる課題として挙げられることの多い「参加者の受益者負担」は、全体では27.8%の団体が選択した。しかしこの受益者負担を挙げる団体の割合は、総合型クラブでは61.7%であるのに対してスポーツ少年団では23.2%、両者の差は38.5ポイントであり最も著しい。また課題として「財源の確保」を選択した割合は総合型クラブ73.7%、スポーツ少年団49.1%であり24.6ポイント、「団体の事務局体制の整備」には22.1ポイントの差が認められる。さらに図7に示した1～9はいずれもスポーツ少年団よりも総合型クラブで課題として選択する傾向があることも確認できる。

全ての団体にうかがいます。

○問8. 貴団体において、今後、部活動の地域連携・地域クラブ活動への移行に関して取り組みを行う予定はありますか。



本調査に回答した全ての団体を対象に、今後、部活動の地域連携・地域クラブ活動移行に関して取り組みを行う予定があるかを質問した(図 8)。

団体全体で「予定がある」と回答したのは 2,192 団体、割合としては 38.1%であった。

団体種別にみると、総合型クラブとスポーツ少年団との間に、移行に関する取組みの分布には有意な偏りが認められた($\chi^2=144.333, d.f.=1, p<0.001$)。そして総合型クラブでは予定ありが 68.7%を占めたのに対して、スポーツ少年団では予定なしが 63.8%を占め、対照的な傾向を示す。ただし団体数を求めると、将来的に部活動の地域連携・地域クラブ活動移行に関して取り組む予定のある団体は総合型クラブで 235 団体、スポーツ少年団で 1,957 団体あり、やはり部活動の地域連携・地域クラブ活動移行において担い手となる地域のスポーツ団体としてはスポーツ少年団が多数を占めることが想定される。

表 3. 現時点と今後における部活動地域連携・地域クラブ活動移行との関わりのクロス集計結果

		今後の取組み	
		予定あり	予定なし
現在の取組み	<全体> (n=5,751)		
	関わっている	26.2%	4.1%
	関わっていない	11.9%	57.7%
	<総合型クラブ> (n=342)		
	関わっている	57.3%	3.8%
	関わっていない	11.4%	27.5%
	<スポ少> (n=5,409)		
	関わっている	24.2%	4.2%
	関わっていない	11.9%	59.7%

図 1 に示した部活動の地域連携・地域クラブ活動移行との調査実施時点での関わりと、図 8 に示した今後の取組みの予定はどのように重複しているのだろうか。このことを確認するために、問 1 と問 8 の回答についてクロス集計を行い、その結果を表 3 に示した。各セル中の数値は全体に対する構成比である。

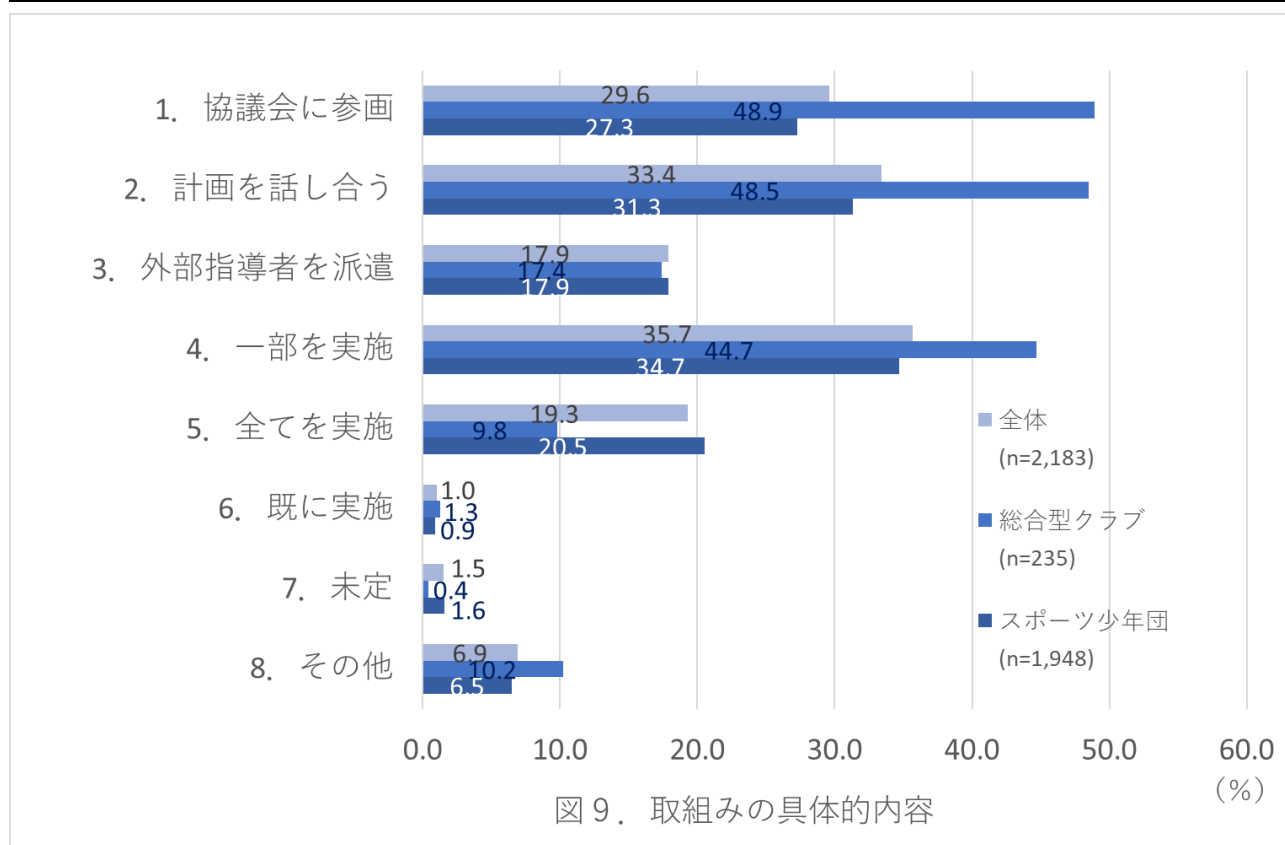
団体全体としては、調査実施時点で関わっており、今後も関わる予定のある団体(関与維持型)は 26.2%(1,507 団体)であり、現時点では関わっていないが今後は関わる予定のある団体(新規関与型)が 11.9%(685 団体)である。また現時点では関わっているものの今後は関わらない予定の団体(関与離脱型)が 4.1%(238 団体)あり、現時点も、そして今後も関わる予定のない団体(非関与型)が 57.7%(3,321 団体)を占める。

団体種別でみると、総合型クラブでは関与維持型が 57.3%で過半数を占める。新規関与型の団体が 11.4%あるのに対して関与離脱は 3.8%に留まり、非関与型は 27.5%と全体の 4 分の 1 を占める。他方、スポーツ少年団では関与維持型の団体が 24.2%と 4 分の 1 程度であり、非関与型が約 6 割を占めることがわかる。

また全体の 4.1%を占めた関与離脱型 238 団体の内訳は、総合型クラブ 13 団体、スポーツ少年団 225 団体である。

問8で取り組む予定が「ある」と回答した団体にうかがいます。

◎問 9. 予定している取り組みの内容についてお知らせください。



問 8 で「今後、部活動の地域連携・地域クラブ活動への移行に関して取り組みを行う予定」が「ある」と回答した団体に、予定している取り組みの内容について複数選択式で質問した(図 9)。

団体全体においては、「部活動の一部を団体の活動として実施する予定」(一部を実施)が 35.7%、「行政や学校等と今後の部活動連携・地域クラブ移行について具体的な計画を話し合う予定」(計画を話し合う)が 33.4%、「行政等による協議会に参画予定」(協議会に参画)が 29.6%と3割前後を占め、「部活動のすべてを団体の活動として実施する予定」(全てを実施)が 19.3%、「部活動に外部指導者を派遣する予定」(外部指導者を派遣)が 17.9%で続いた。

団体種別でみると、総合型クラブで回答率の高かった取り組みの内容は「協議会に参画」48.9%、「計画を話し合う」48.5%、「一部を実施」44.7%であった。またこれらの項目では、総合型クラブの回答率はスポーツ少年団のそれらよりもいずれも 10～20 ポイントほど高かった。唯一、スポーツ少年団における回答率が総合型クラブのそれを上回ったのは「部活動のすべてを団体の活動として実施する予定」である。

問 8 で取り組む予定が「ない」と回答した団体にうかがいます。

◎問 10. 今後、地域連携・地域クラブ活動への移行の取り組みを行う予定がない理由についてお知らせください。

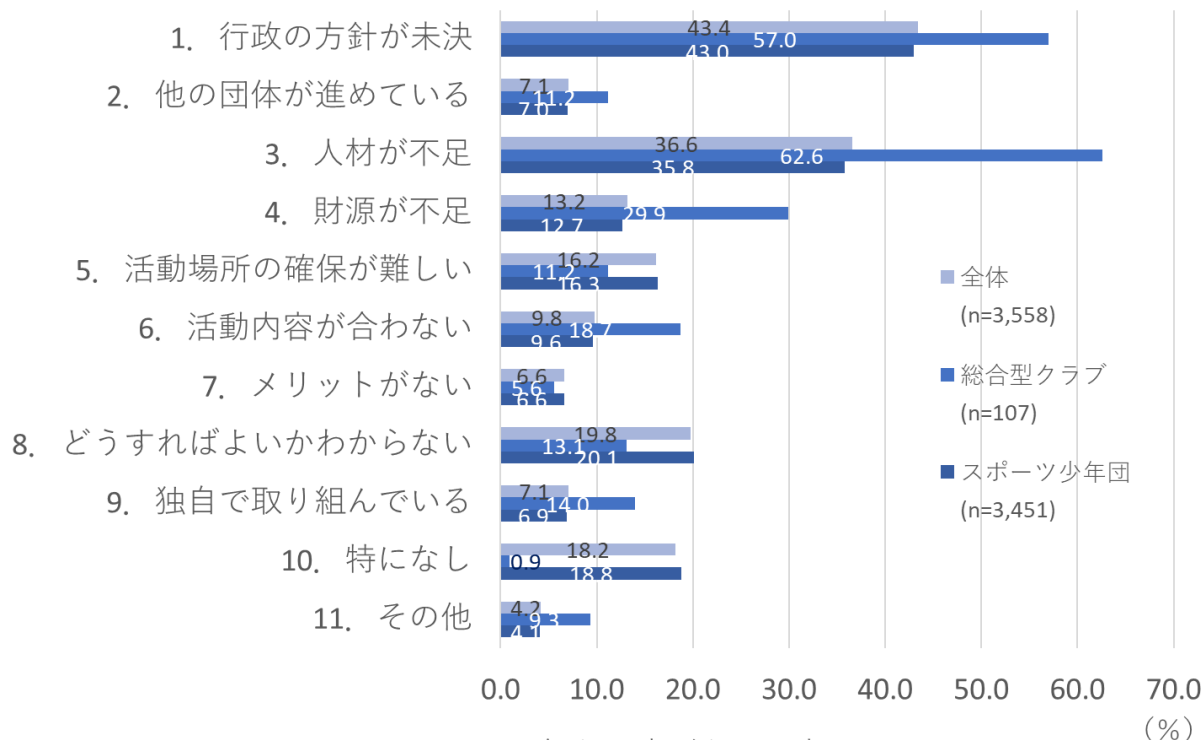


図10. 取り組む予定がない理由

ここでは問 8 で取り組む予定が「ない」と回答した団体を対象に、今後、地域連携・地域クラブ活動移行の取り組みを行う予定がない理由について複数選択式で質問した(図 10)。

団体全体として最も回答率が高かった理由は「行政の方針や体制が決まっていないため」(行政の方針が未定)で 43.4%を、次いで「人材(運営スタッフ・指導者)が不足しているため」(人材不足)が 36.6%を占めた。

団体種別でみると、これら 2 つの理由は 6 割前後の総合型クラブが、取り組む予定がない理由として挙げています。また総合型クラブでは 29.9%の団体が「財源が不足しているため」、18.7%が「自団体の活動内容が地域連携・地域クラブ活動移行に合わない」ためをその理由としている。

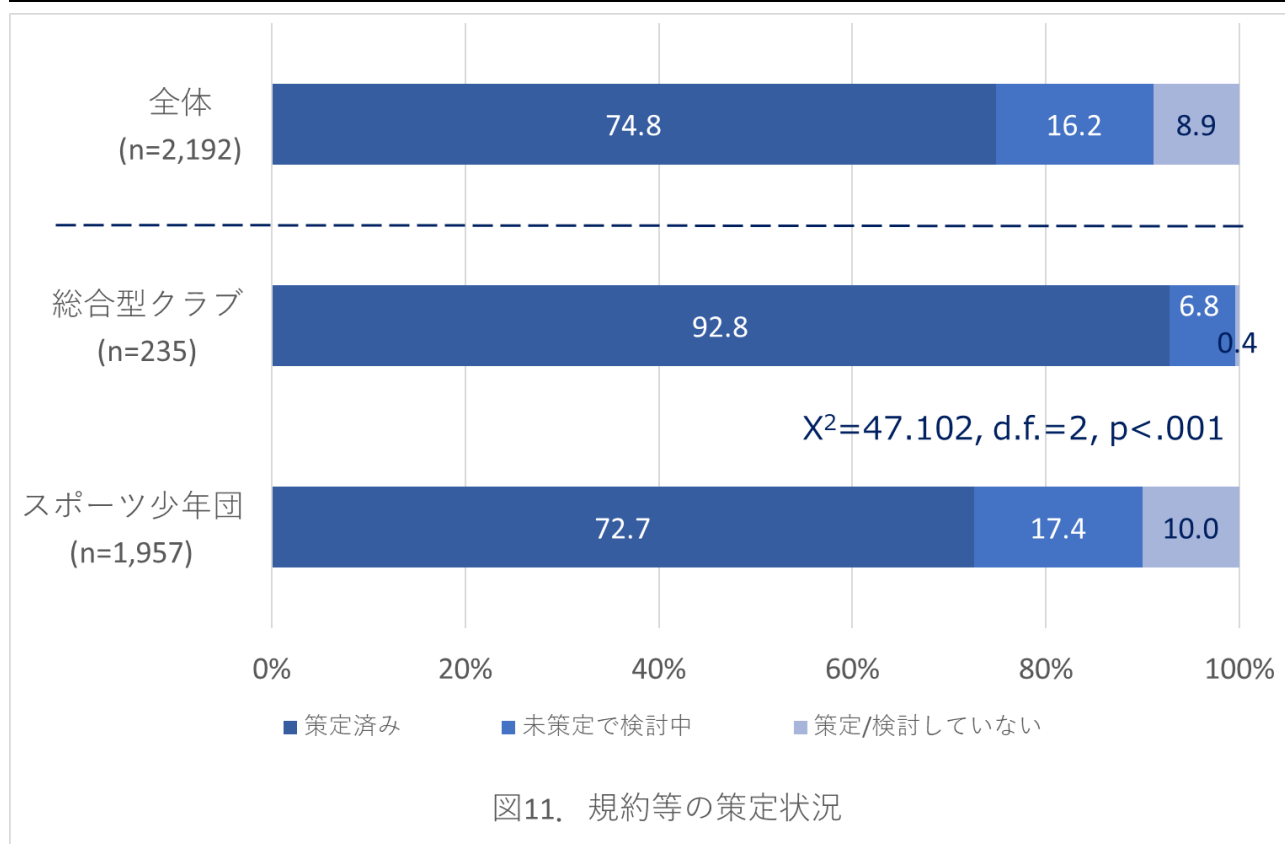
「行政の方針が未定」と「人材不足」はスポーツ少年団が挙げる主たる理由でもある。スポーツ少年団ではそれらに加えて、「取り組みたいが、どのように進めてよいか／関わっていけばよいかわからないため」が 20.1%を占める。この割合は実数としては 694 団体となり、運動部活動の地域の担い手としては少なくない規模だと思われる。

第3章 倫理に関する取組み等について

本章では、各地域スポーツ団体における倫理に関する取組み等について報告する。本調査自体が運動部活動の地域連携・地域クラブ活動移行を見据えたものであるため、本章における分析対象は、問 8 にて「今後、部活動の地域連携・地域クラブ活動への移行に関して取組みを行う予定がある」と回答した団体にした。団体全体で「取組みを行う予定がある」と回答したのは 2,192 団体、割合としては分析対象の 38.1%である。

ここでは、団体の運営に関する基本的な事項を定める規約・会則・定款等（以下「規約等」）について、全ての団体にうかがいます。

○問 11. 貴団体では、団体の運営に関する基本的な事項を定める規約・会則・定款等（以下「規約等」）を策定していますか。



本章では本調査の主たる着目点である、地域のスポーツ団体における倫理に関する様々な取組みについて確認する。

まずは全ての回答団体に対して、団体の運営に関する基本的な事項を定める規約・会則・定款等（以下「規約等」）を策定しているかを択一式で質問した（図 11）。

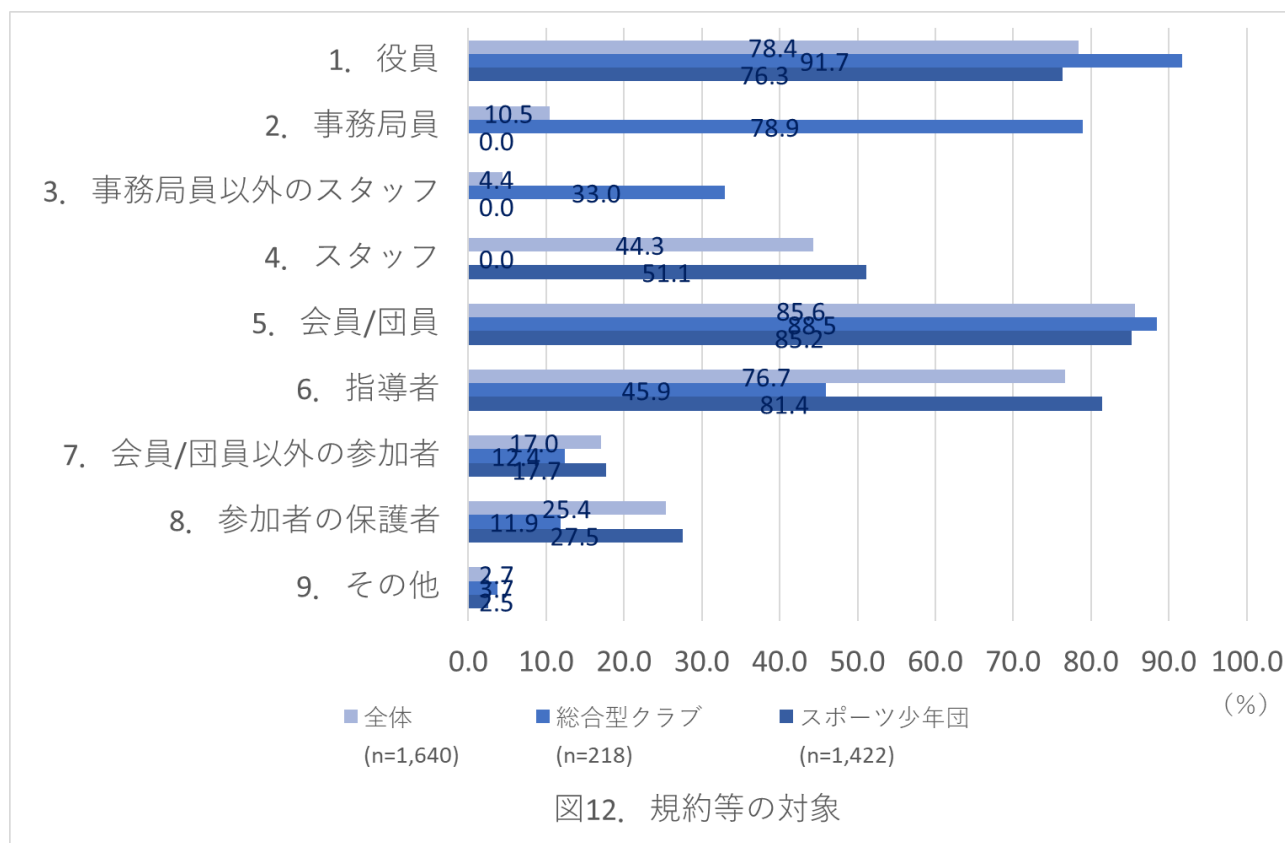
団体全体では「策定している」団体の割合は 74.8%であり、「策定していないが、検討している」団体が 16.2%、「策定しておらず、検討もしていない」団体が 8.9%であった。

団体種別でみると総合型クラブとスポーツ少年団とは分布に偏りが認められた（ $\chi^2=47.102, d.f.=2, p<0.001$ ）。総合型クラブにおいては 92.8%の団体が「策定している」と回答したが、スポーツ少年団において「策定している」団体は 72.7%に留まり 20 ポイントの差がある。他方、スポーツ少年団では「策定していないが、検討している」団体と「策定しておらず、検討もしていない」団体

の割合が総合型クラブよりも多い結果となった。

問 11 で「策定している」と回答した団体にうかがいます。

◎問 12. 「策定している」規約等の対象をお知らせください。



団体の運営に関する基本的な事項を定める規約等を「策定している」と回答した団体に、「策定している」規約等が誰を対象にしているかを複数選択式で質問した(図 12)。

団体全体としては、4 分の 3 以上の団体がその規約等において会員/団員(85.6%)、役員(78.4%)、指導者(76.7%)を対象とする規定を設けている。また 25.4%の団体が参加者の保護者を対象にしている。

団体種別でみると、総合型クラブでは役員(91.7%)や会員(88.5%)に加えて、事務局員(78.9%)や事務局員以外のスタッフ(33.0%)を対象にする傾向がみられる。その一方で、指導者や参加者の保護者を規約等の対象とする団体はスポーツ少年団よりも少ない。

スポーツ少年団も概して団体全体の結果と同様の傾向を示すが、総合型クラブの事務局員に類する選択肢として、半数弱(51.1%)の団体がスタッフを規約等の対象にしている。

◎問 13. 「策定している」規約等の周知方法をお知らせください。

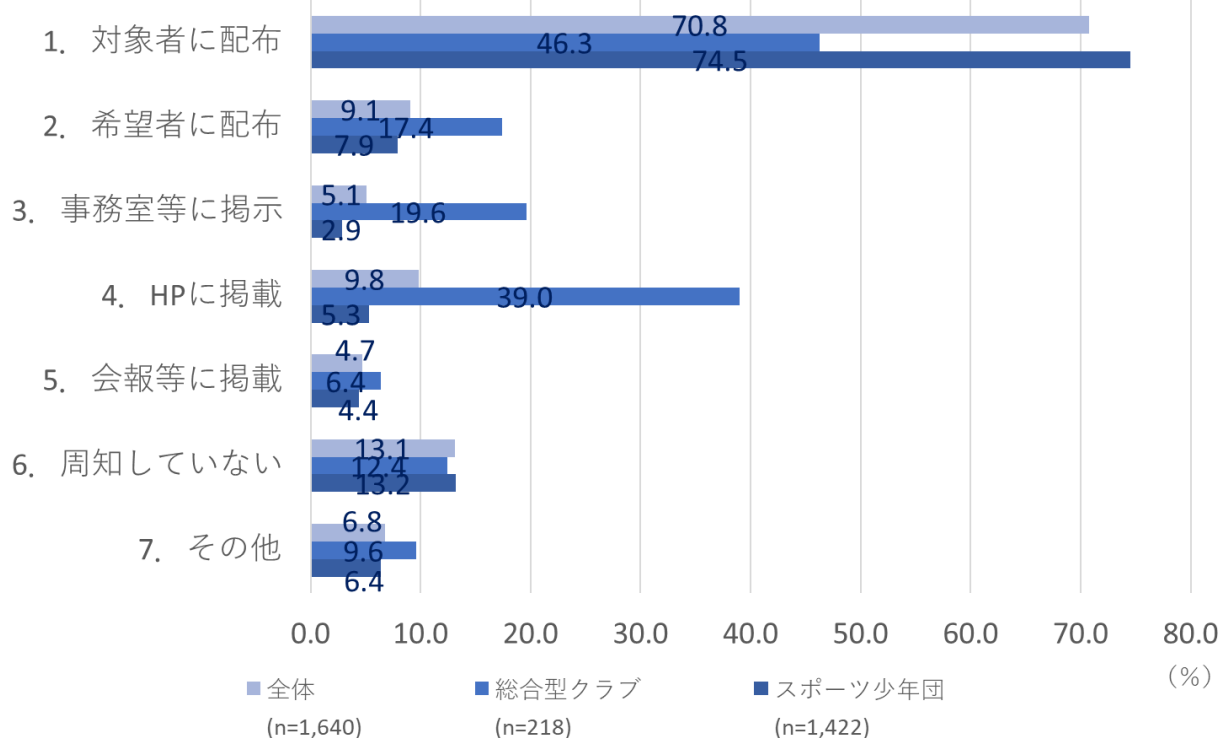
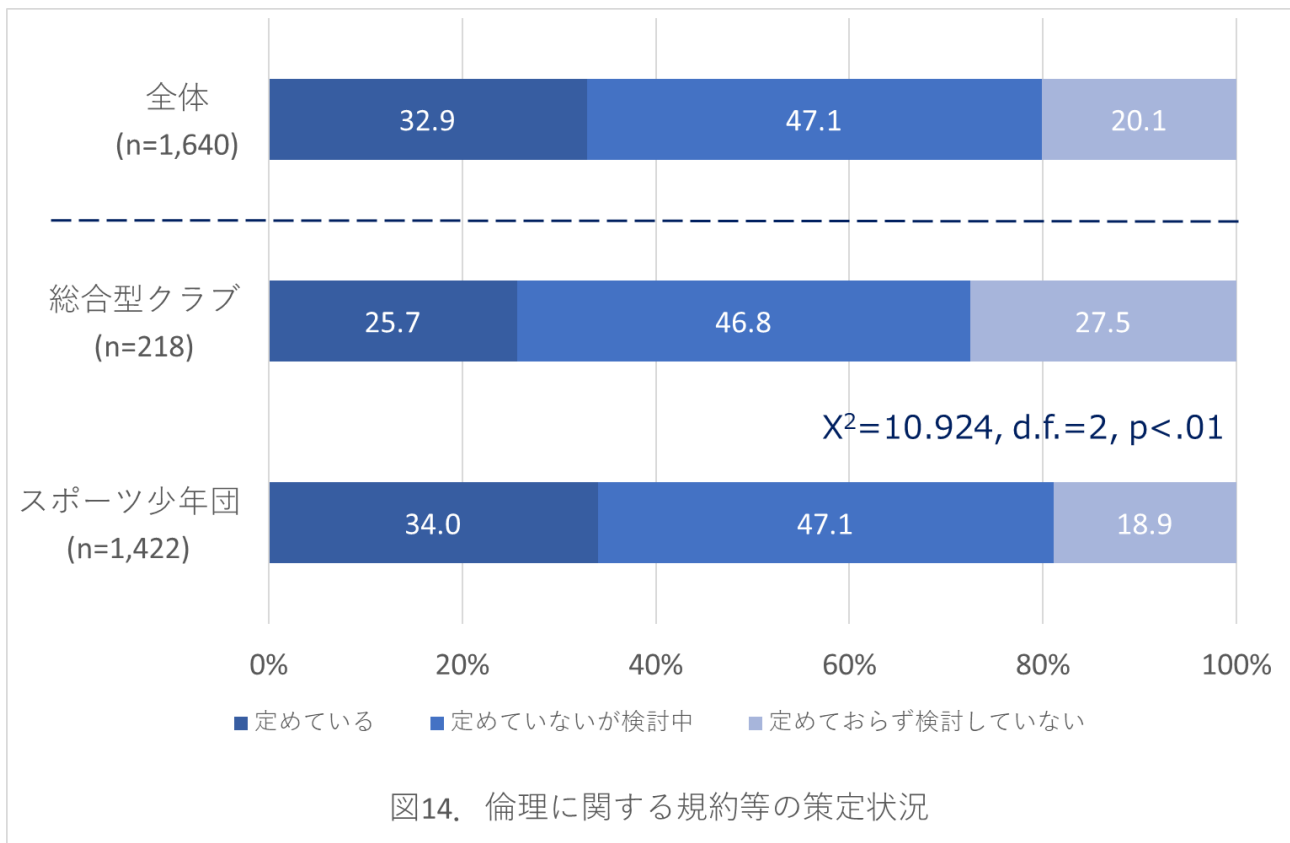


図13. 規約等の周知方法

団体の運営に関する基本的な事項を定める規約等を「策定している」と回答した団体に、「策定している」規約等の周知方法について複数選択式で質問した(図 13)。

団体全体でみると圧倒的に多かったのは「対象者に配布」であり、約 7 割の団体がこの方法で規約等を周知していた。そしてこの「対象者に配布」は特にスポーツ少年団において採られている周知方法でもあり、スポーツ少年団で他の周知方法を採用している団体はいずれも 1 割に満たない。他方、総合型クラブで「対象者に配布」している団体は 46.3%に留まり、HP に掲載(39.0%)、事務室等に掲示(19.6%)、希望者に配布(17.4%)などの方法も採られている。また総合型クラブでもスポーツ少年団でも、1 割強の団体が、規約等を策定しておきながら関係者に周知していないこともわかる。

○問 14.「策定している」規約等において、貴団体の活動にかかわる倫理的問題に関する内容を定めていますか。



団体の運営に関する基本的な事項を定めた規約等を策定した団体に対して、自団体の活動にかかわる倫理的問題に関する内容を定めているかを択一式で質問した(図 14)。

団体全体においてもっとも割合が高かったのは「定めていないが、検討している」で 47.1%、「定めている」団体の割合が 32.9%で続き、「定めておらず、検討もしていない」団体が 20.1%で最も低かった。

団体種別でみると、倫理に関する規約等を「定めている」団体の割合は総合型クラブで 25.7%、スポーツ少年団では 34.0%であり、スポーツ少年団のほうが倫理に関する規約等を定めている傾向が確認された($\chi^2=10.924, d.f.=2, p<0.01$)。また既に説明したように本章の分析対象は、今後、部活動の地域連携・地域クラブ活動移行に関して取り組みを行う予定があると回答した団体であるが、そうした団体のうち総合型クラブの 27.5%、スポーツ少年団の 18.9%は、団体の活動に関わる倫理的な事柄に関して規約等を定めることを検討していないと回答している。

問 14 で「定めている」と回答した団体にうかがいます。

●問 15. ①規約等を定めた年と②倫理的問題に関する条項を定めた年をそれぞれお知らせください。規約等の策定当初から倫理的問題に関する内容が含まれていた場合は同じ年をご記入ください。

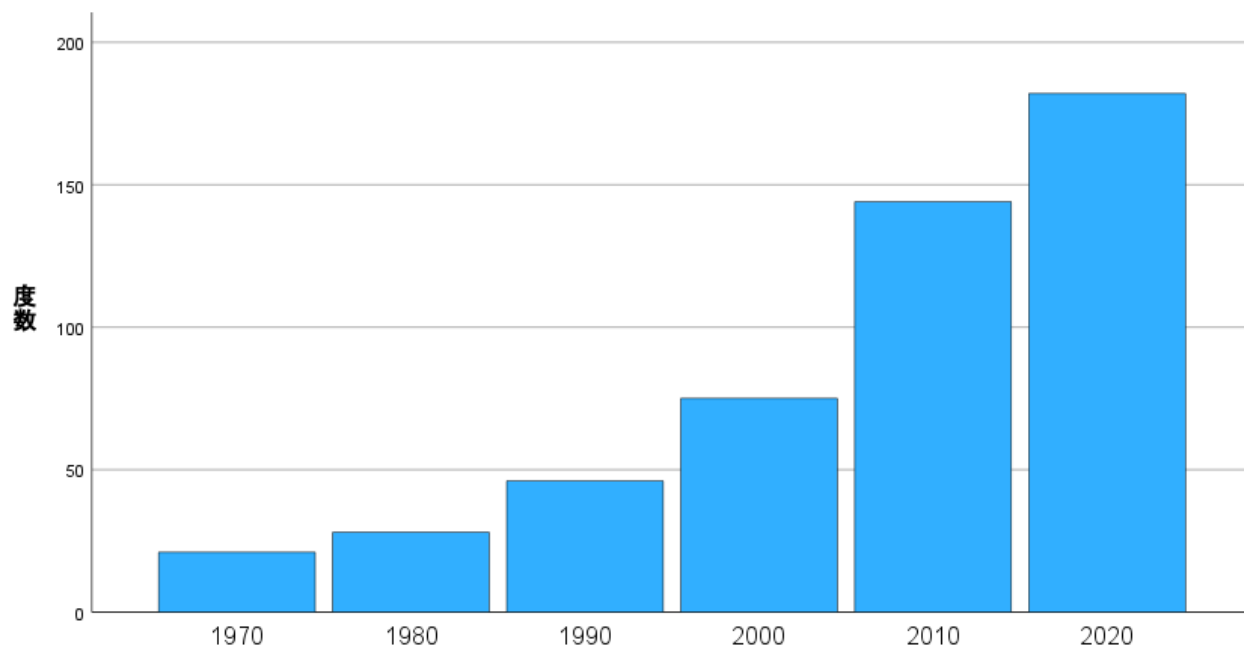
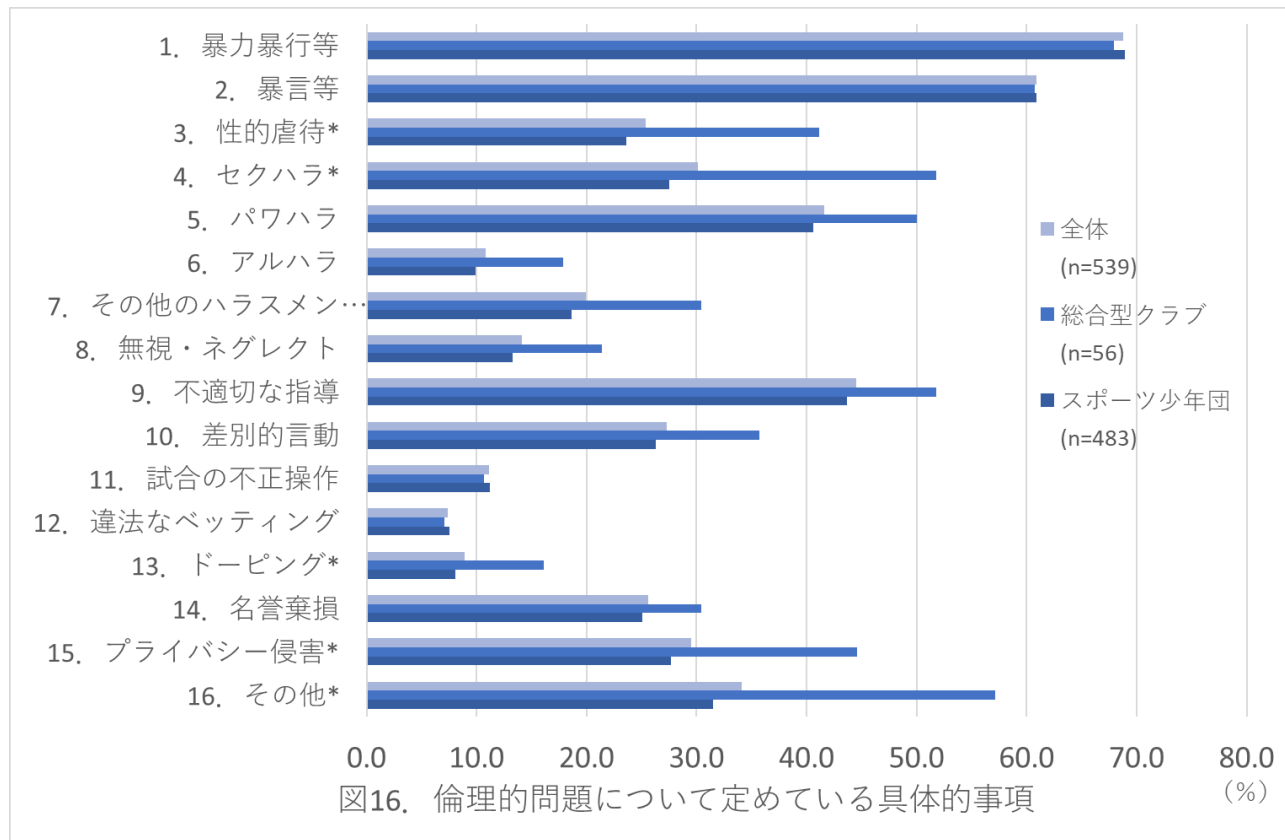


図15. 倫理的問題に関する条項を定めた年代

上記の設問にもあるように、①規約等を定めた年と②倫理的問題に関する条項を定めた年、を質問したところ、84.8% (420/539 団体) は①と②が同一年であった。このことはつまり、約 85% の団体では団体の規約等を定めた段階で、そこに倫理的問題に関する条項も定めていたということである。そこで、ここでは②の倫理的問題に関する条項を定めた年代の分布を図 15 に示した。

図 15 からわかるように、倫理的問題に関する条項を定めた年代は 1970 年代の 21 団体から 80 年代 28 団体、90 年代 46 団体、2000 年代 75 団体、2010 年代 144 団体、2020 年代 182 団体と、年を追う毎に増加傾向にある。さらに 2020 年代の内訳は 2020 年 33 団体、2021 年 23 団体、2022 年 35 団体、2023 年 36 団体、2024 年 55 団体であり、特に 2024 年に定めた団体が多くなっている。

◎問 16. 倫理的問題について「定めている」具体的な事項をお知らせください。



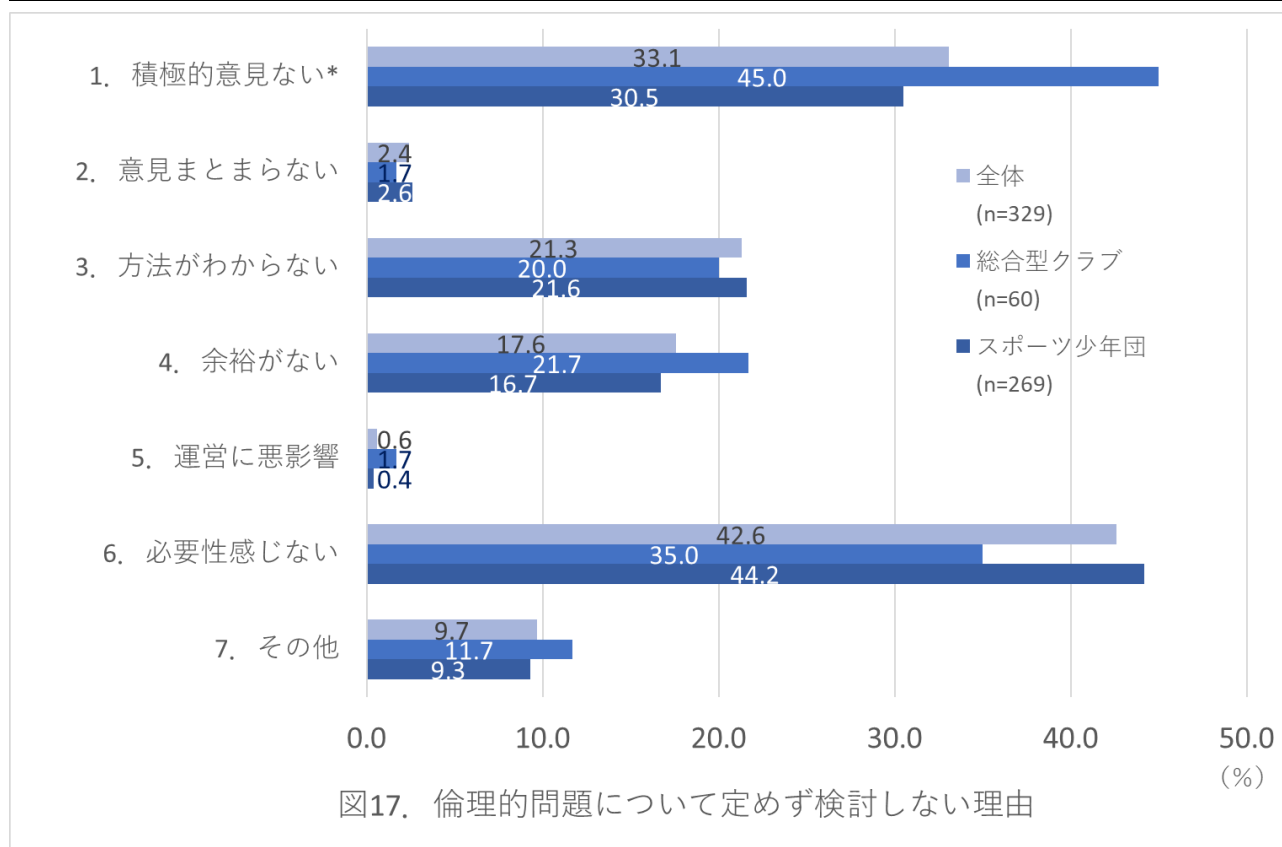
規約等を策定しており、さらに団体の活動にかかわる倫理的問題に関する内容を「定めている」と回答した団体に、倫理的問題について「定めている」具体的な事項を複数選択式で質問した。図 16 に示した具体的な事項は、日本スポーツ協会倫理規程に含まれる項目を参考に行っている。また各事項を「定めている」か否かと団体種別によって χ^2 検定を行った結果、統計的に有意な偏りが見られた場合は、図 16 中の各事項名に*印をつけた。

団体全体では 6 割以上の団体が暴力暴行等(68.8%)や暴言等(60.9%)、4 割以上の団体がパワハラ(41.6%)や不適切な指導(44.5%)、2 割以上の団体が性的虐待(25.4%)やセクハラ(30.1%)、差別的言動(27.3%)、名誉毀損(25.6%)、プライバシー侵害(29.5%)を倫理的問題の対象としている。

団体種別でみると、暴力暴行等と暴言については総合型クラブもスポーツ少年団も高い割合で倫理的問題として取りあげている。他方、性的虐待、セクハラ、パワハラ等、図 16 に示したほとんどの項目にて、総合型クラブと比べるとスポーツ少年団では倫理的問題として取りあげない傾向がある。

問 14 で「定めておらず、検討もしていない」と回答した団体にうかがいます。

◎問 17. 「策定している」規約等において倫理的問題に関する内容を「定めておらず、検討もしていない」理由についてお知らせください。



規約等を策定しているものの、団体の活動にかかわる倫理的問題に関する内容を「定めておらず、検討もしていない」と回答した団体に、その理由について複数選択式で質問した(図 17)。各理由が該当するか否かと団体種別によって χ^2 検定を行った結果、統計的に有意な偏りが見られた場合は、図 17 中の各事項名に*印をつけた。

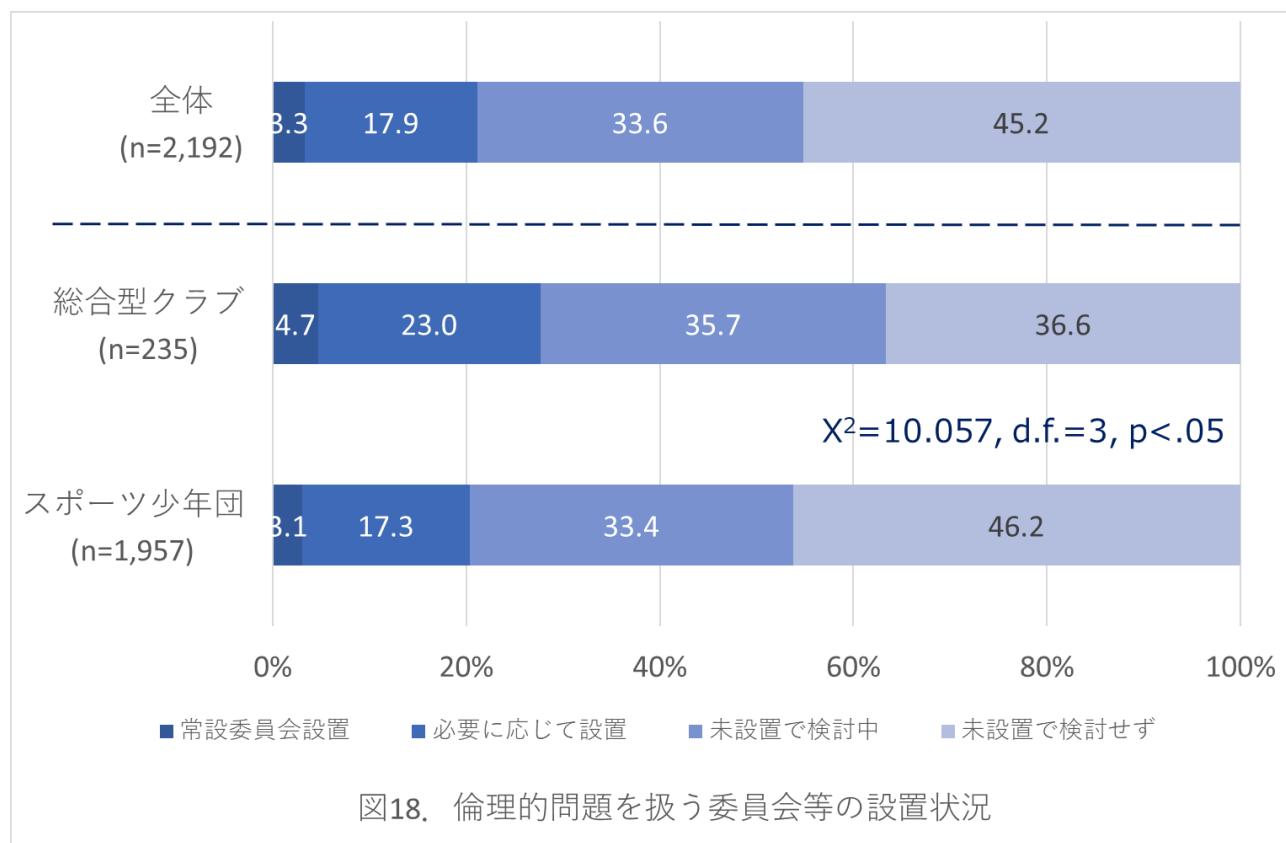
団体全体としてもっとも多かった理由は「必要性を感じない」であり、42.6%の団体がこの理由を選択した。次いで「積極的な意見が出ない」が 33.1%であり、「方法がわからない」21.3%、「余裕がない」17.6%が続く。

団体種別でみると、総合型クラブでは「積極的意見が出ない」、スポーツ少年団では「必要性を感じない」をより選ぶ傾向がみられる。

<倫理的問題を扱う委員会等の設置、予防対策、処理規約などについて>

ここでは倫理的問題に対する総合型クラブの一般的な予防対策について、全ての団体にうかがいます。

○問 18. 貴団体では、団体の活動において生じた倫理的問題を扱う委員会等(倫理委員会等)を設置していますか。

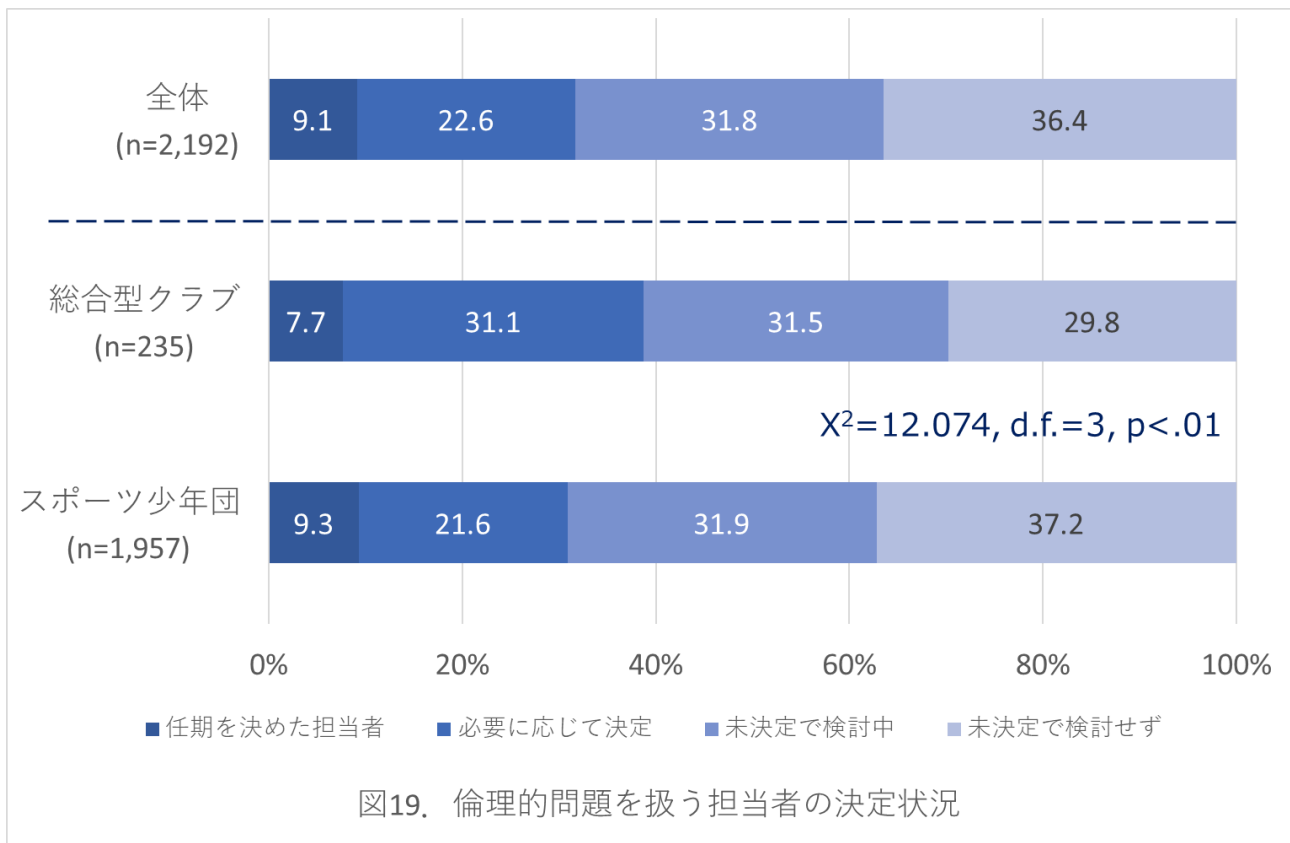


続いて、全ての団体を対象に、団体の活動において生じた倫理的問題を扱う委員会等(倫理委員会等)を設置しているかについて択一式で質問した(図18)。

団体全体では、常設の委員会を設置している(常設委員会設置)団体が3.3%、必要に応じて設置することになっている(必要に応じて設置)団体が17.9%、両者を合わせても2割強に過ぎず、約8割の団体が未設置の状態であった。また45.2%の団体が設置しておらず、かつ設置に向けた検討もしていないと回答している。

団体種別でみた場合、こうした傾向はスポーツ少年団においてはほぼ当てはまるが、総合型クラブではやや和らぐ。総合型クラブとスポーツ少年団における分布には有意な偏りが認められ($\chi^2=10.057, d.f.=3, p<0.05$)、総合型クラブでは必要に応じて設置する団体(23.0%)が、スポーツ少年団では設置しておらず、かつ設置に向けた検討もしていない団体(46.2%)の割合が多い。

○問 19. 貴団体では、団体の活動において生じた倫理的問題を扱う担当者を決めていますか。

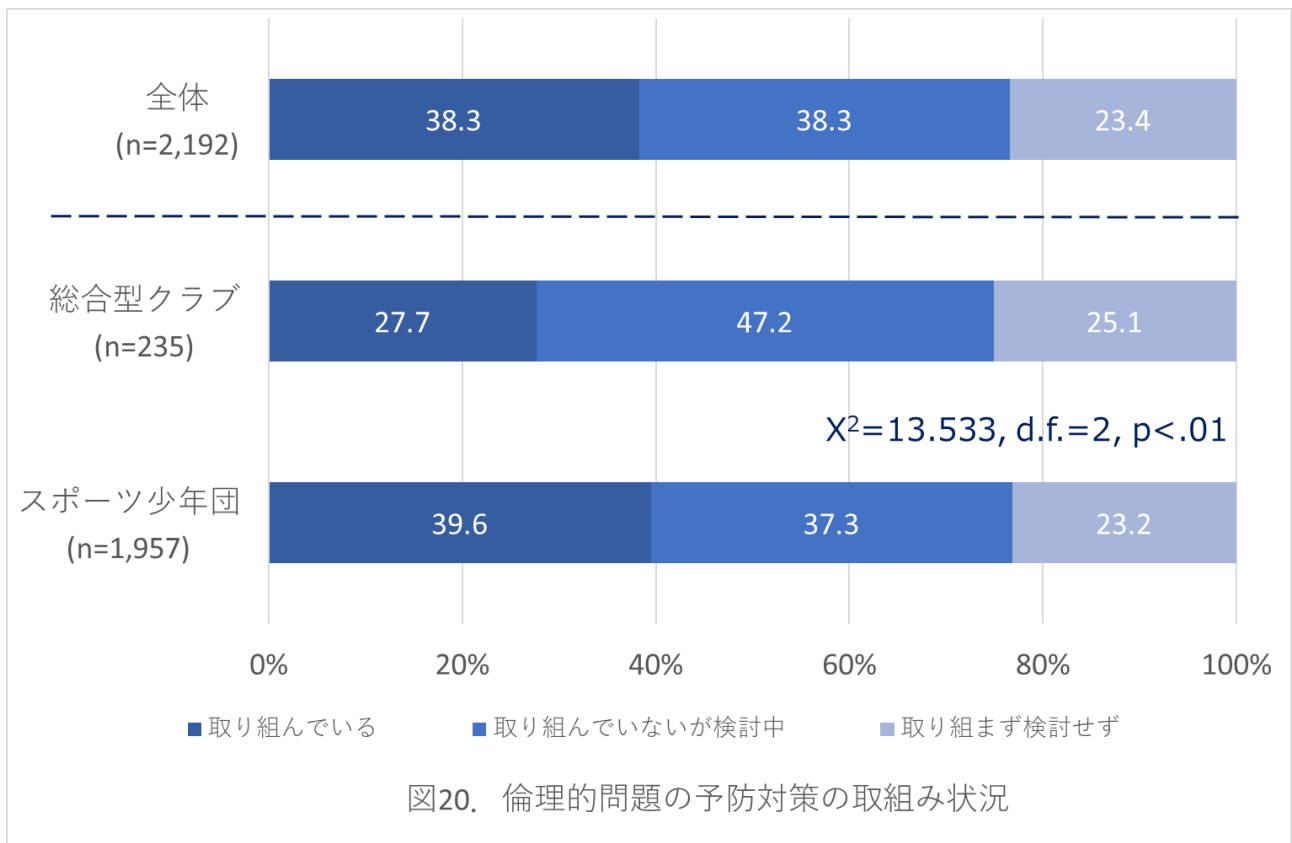


全ての団体を対象に、団体の活動において倫理的問題が生じた場合に、それを扱う担当者を決めているかについて択一式で質問した(図 19)。

団体全体としては、任期を定めて担当者を決めている(任期を決めた担当者)団体が 9.1%、必要に応じて決めることになっている(必要に応じて決定)団体が 22.6%、両者を合わせると約 3 分の 1 になり、図 18 に示した委員会組織の設置よりは高い整備状況である。しかし約 7 割の団体が担当者についても未整備の状態であった。また約 3 分の 1 の団体が決定しておらず、かつ設置に向けた検討もしていない。

団体種別でみた場合、総合型クラブとスポーツ少年団の分布には有意な偏りが認められた($\chi^2=12.074, d.f.=3, p<0.01$)。総合型クラブでは必要に応じて決定する団体の割合が 31.1%とスポーツ少年団よりも 10 ポイント近く高い。他方、スポーツ少年団では未決定で検討もしていない団体が 37.2%と、最も高い割合を占めている。

○問 20. 貴団体では、団体の活動において倫理的問題が起こらないための予防対策等に取り組んでいますか。



全ての団体を対象に、団体の活動において倫理的問題が起こらないための予防対策等に取り組んでいるかについて択一式で質問した(図 20)。

団体全体的な傾向として、委員会組織の設置(図 18)、担当者の決定(図 19)状況と比べると予防対策に「取り組んでいる」団体は 4 割弱まで増えるが、それでも 4 分の 1 弱の団体は予防対策に「取り組んでおらず、検討していない」状況にある。

団体種別でみると、総合型クラブとスポーツ少年団の分布には有意な偏りが認められ($\chi^2=13.533, d.f.=2, p<0.01$)、総合型クラブでは「取り組んでいないが、検討している」団体(47.2%)が、スポーツ少年団では「取り組んでいる」団体(39.6%)の割合が多い。

問 20 で「取り組んでいる」と回答した団体にうかがいます。

◎問 21. 取り組んでいる事項をお知らせください。

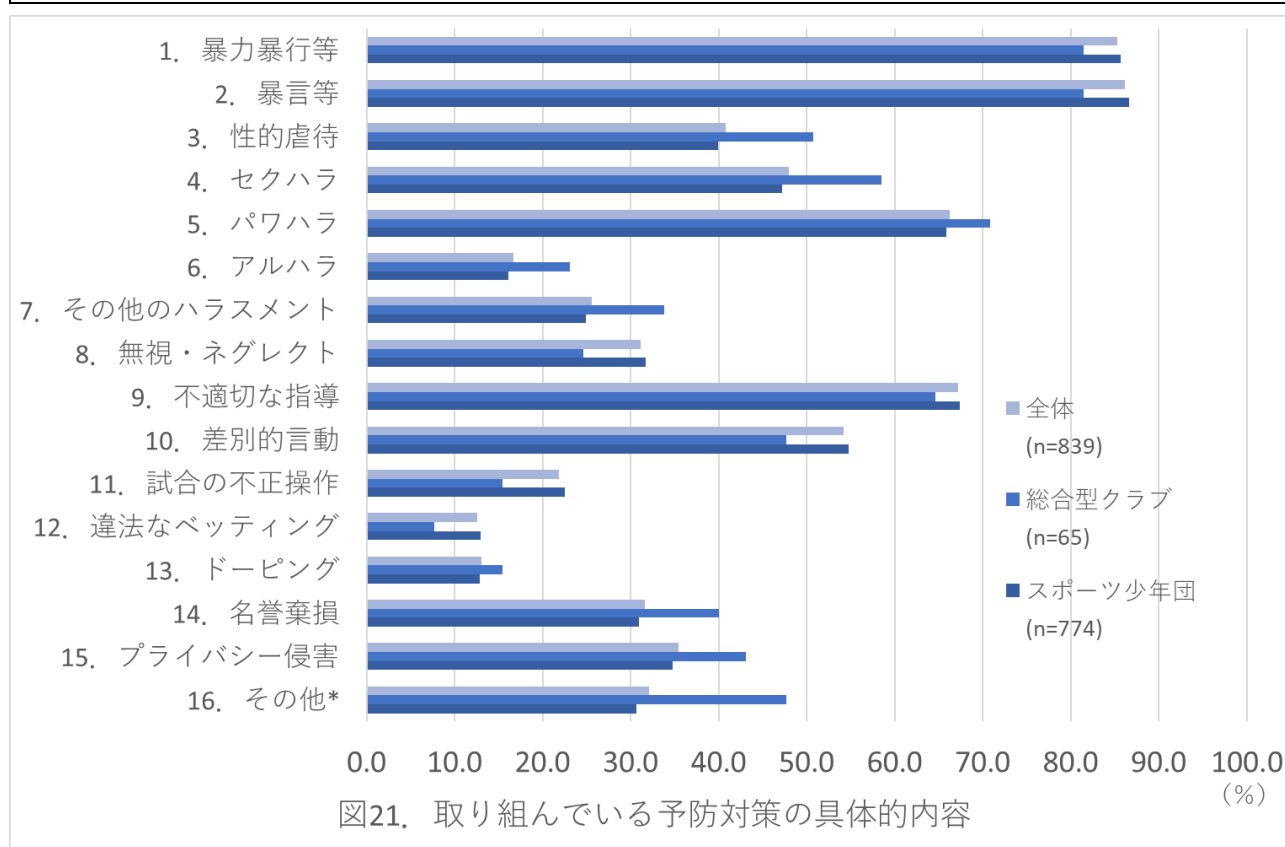
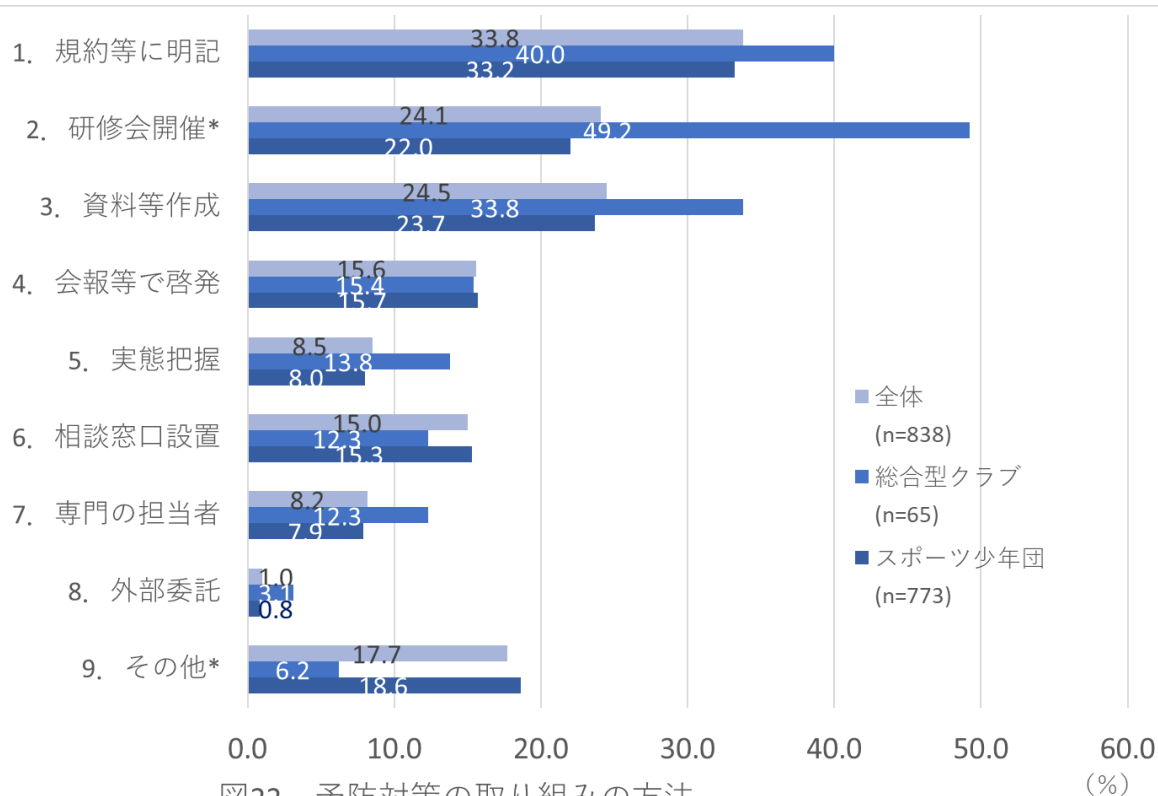


図 20 に示したように、分析対象の 38.3%は倫理的問題が生じないように何らかの予防対策に取り組んでいた。これら取り組んでいる団体を対象に取り組みの具体的内容を複数回答式で質問し、図 21 に示した。各内容に取り組んでいるか否かと団体種別によって χ^2 検定を行った結果、統計的に有意な偏りが見られた場合は、図 21 中の各内容に*印をつけた。

団体全体としては、8 割を超える団体が暴力暴行等(85.3%)、暴言等(86.2%)に、6 割を超える団体がパワハラ(66.3%)、不適切な指導(67.2%)に、4 割を超える団体が性的虐待(40.8%)、セクハラ(48.0%)、差別的言動(54.2%)に対する予防対策にそれぞれ取り組んでいる。

団体種別でみると、暴力暴行等、暴言等、パワハラ、不適切な指導に対しては総合型クラブもスポーツ少年団も共通して高い割合で取り組んでいる。また図 16 に示した倫理的問題について定めている具体的事項と同様に、性的虐待、セクハラに関しては、総合型クラブと比べるとスポーツ少年団ではその予防対策に取り組めていない傾向がある。

◎問 22. 予防対策の取り組みの方法をお知らせください。



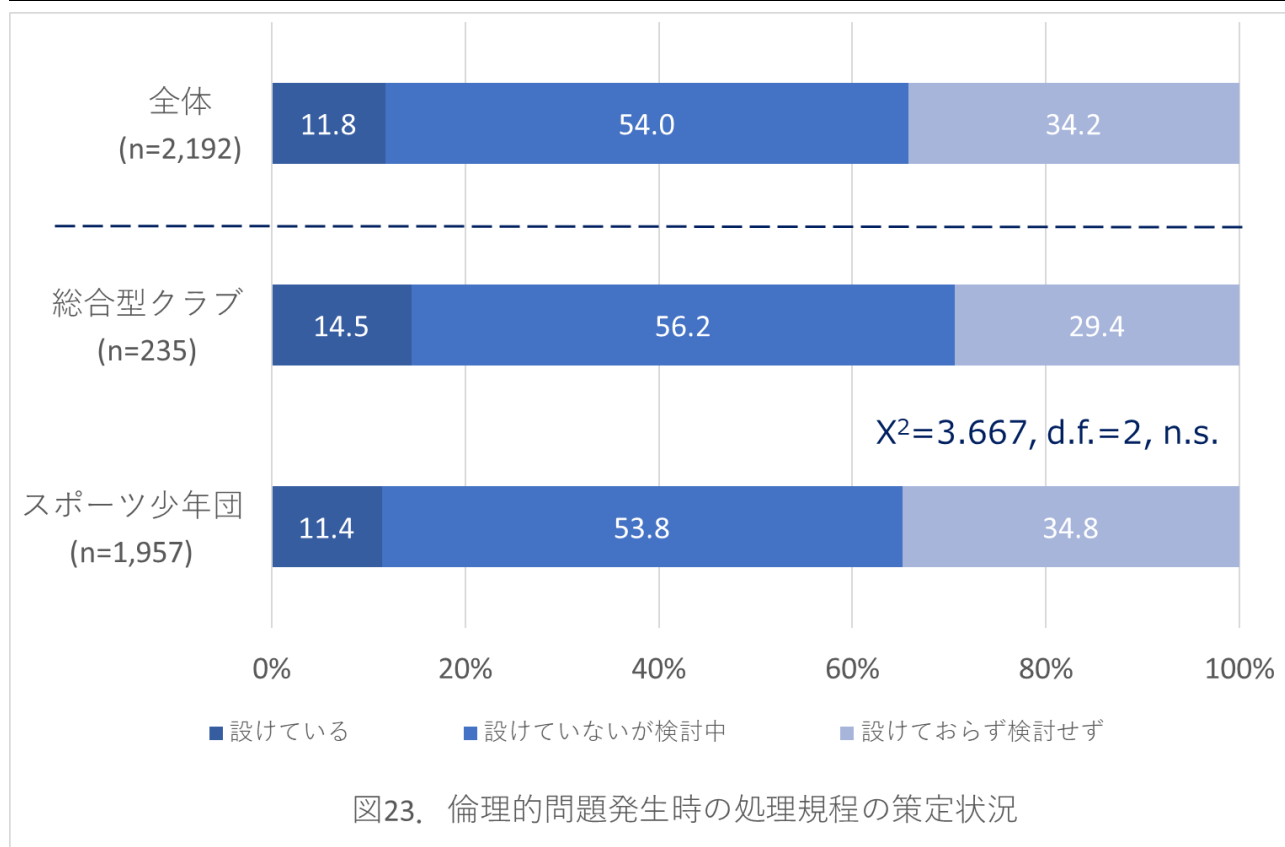
倫理的問題が生じないように何らかの予防対策に取り組んでいる団体を対象に、取り組みの方法について複数回答式で質問した(図 22)。各方法を採用しているか否かと団体種別によって χ^2 検定を行った結果、統計的に有意な偏りが見られた場合は、図 22 中の各方法名に*印をつけた。

団体全体として最も割合の高い取り組み方法は「規約等に明記している」(33.8%)であり、「資料等を作成している」(24.5%)、「研修会を開催している」(24.1%)が続いた。また「電話やメール等による相談窓口を設置している」団体も 15.0%あった。

団体種別でみると、概して総合型クラブはスポーツ少年団よりも高い割合でそれぞれの方法で予防対策に取り組んでいるようである。特に「研修会を開催している」総合型クラブの割合は、スポーツ少年団の割合の倍以上であった。

全ての団体にうかがいます。

○問 23. 貴団体が管理する範囲で実際に倫理的問題が起こってしまった場合に、そうした問題を適切に処理するための規約等を設けていますか。



ここでは再び分析対象を「今後、部活動の地域連携・地域クラブ活動への移行に関して取り組みを行う予定がある」団体に戻し、倫理的な問題が起こってしまった場合に、そうした問題を適切に処理するための規約等を設けているかについて質問した(図 23)。

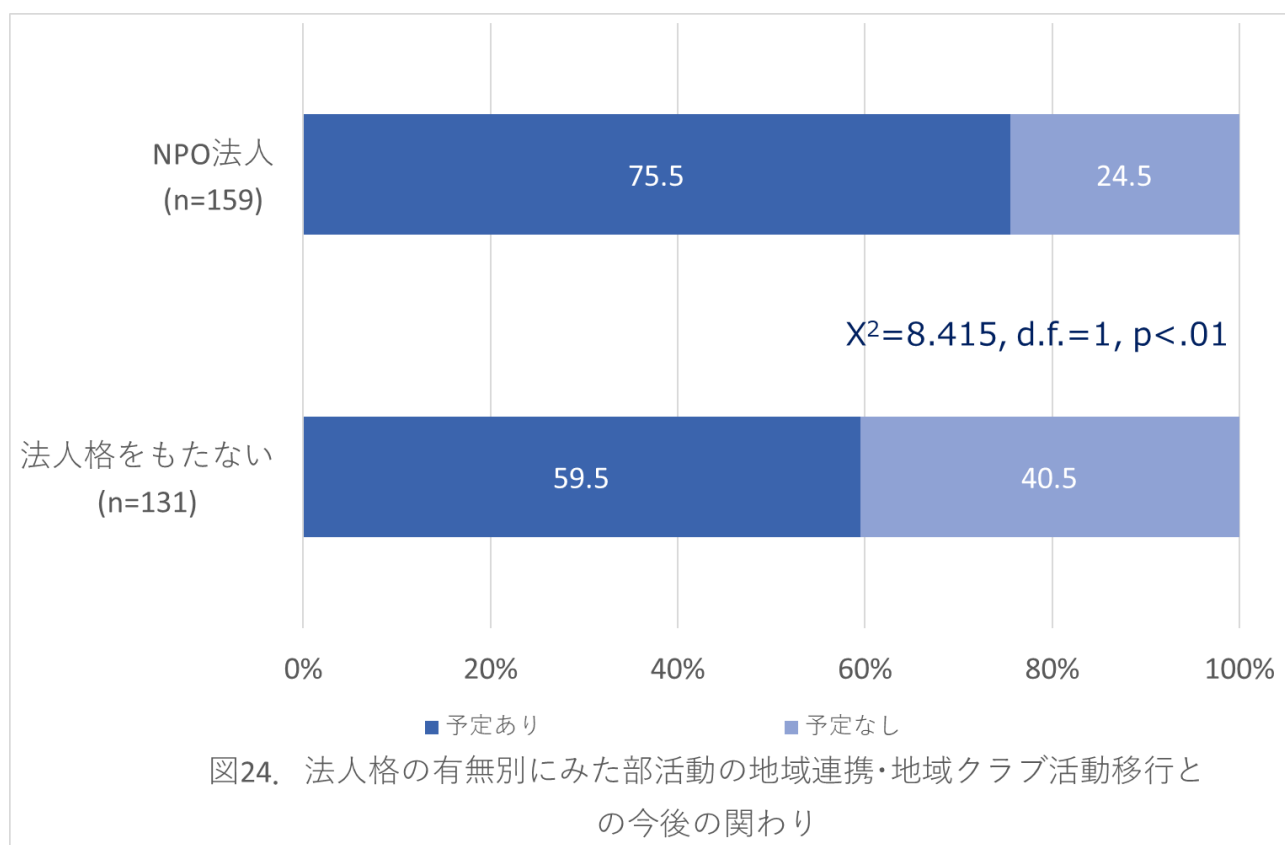
団体全体において、「設けている」団体は11.8%に留まるが、半数以上の団体が「設けていないが、検討している」と回答している。しかしこの項目でも、「設けておらず、検討もしていない」団体が3分の1ほど存在する。

団体種別でみると、この項目では総合型クラブとスポーツ少年団の割合の分布に統計的な有意な偏りはみられなかった。

第4章 法人格の有無による検討

地域のスポーツ団体が何らかの法人格を取得するためには多くの手続きを適切に行うことが求められることを考えると、法人格の有無は地域のスポーツ団体の運営力を評価する一つの基準になり得るだろう。そこで、法人格の有無によって部活動の地域連携・地域クラブ活動移行に関する取り組みや、倫理的問題に関する取り組みに違いがあるのかについて検討する。表 1 に示したように、スポーツ少年団においては法人格の無い団体が 95.9%を占めるので、ここでは総合型クラブを分析対象とし、割合が最も多い NPO 法人と法人格の無い団体とを比較する。

まず団体の基本情報については、NPO 法人である団体と法人格の無い団体とで、所在する自治体の規模、補助金・助成金の受領については有意な違いはみられなかった。ただし年間予算規模については有意な偏りが確認され ($X^2=131.604$, d.f.=4, $p<0.001$)、NPO 法人である団体は 1000 万円以上、法人格の無い団体は 100 万未満や 100-300 万円、300-500 万円の予算規模に多く偏る傾向がみられた。また会員、役員、常勤/非常勤の事務局員、ボランティア、指導者の人数を法人格の有無で比較したところ、いずれの人数にも法人格の有無によって有意な差が認められた。会員、常勤/非常勤の事務局員、ボランティア、指導者の人数に関してはいずれも、NPO 法人である団体が法人格の無い団体よりも多くの人数を有していたが、唯一、役員的人数は法人格の無い団体のほうが NPO 法人よりも多かった。

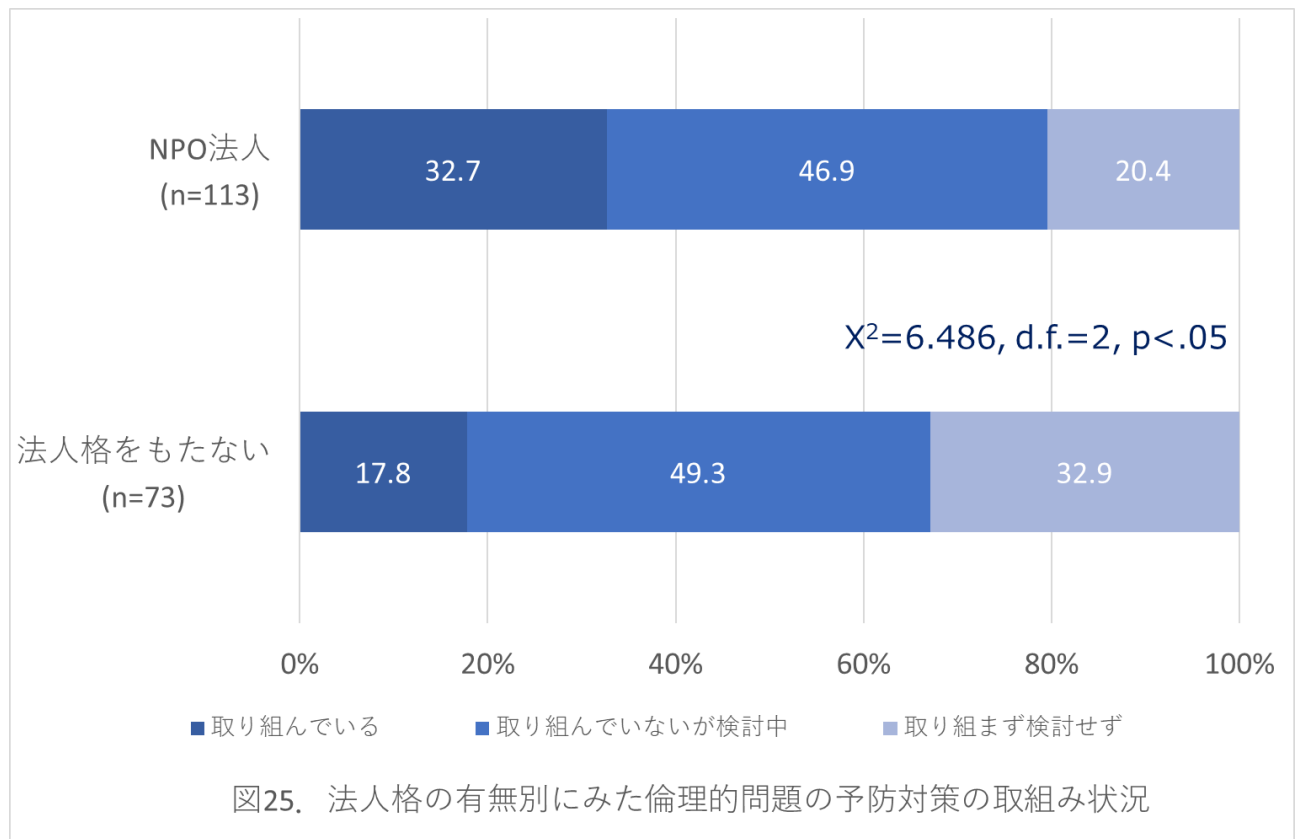


法人格の有無と部活動の地域連携・地域クラブ活動移行に関する取り組みとの関連を確認するために、「今後、部活動の地域連携・地域クラブ活動への移行に関して取り組みを行う予定があるか(問 8)」と法人格の有無にてクロス集計を行った(図 24)。取り組み予定の分布には NPO 法人である団体と法人格の無い団体では有意な偏りがあり ($\chi^2=8.415$, d.f.=1, $p<0.01$)、NPO 法人で

ある団体では「予定あり」(75.5%)が、法人格の無い団体では「予定なし」(40.5%)の割合が多い。

法人格の有無によって倫理的問題に関する取り組みに違いがあるのかについて確認するために、以下の設問と法人格の有無についてクロス集計を行った。

- Q14 規約等において倫理的問題に関する内容を定めているか
- Q18 倫理的問題を扱う委員会等を設置しているか
- Q19 倫理的問題を扱う担当者を決めているか
- Q20 倫理的問題が起こらないための予防対策等に取り組んでいるか
- Q23 倫理的問題を適切に処理するための規約等を設けているか



分析の結果、「Q20 倫理的問題が起こらないための予防対策等に取り組んでいるか」のみ、NPO 法人である団体と法人格の無い団体とで取り組みの分布に有意な偏りが確認された ($\chi^2=6.486, d.f.=2, p<0.05$)。そして NPO 法人である団体は予防対策に取り組んでおり、法人格の無い団体は取り組まず検討もしない傾向が確認された。しかし Q20 以外の Q14、Q18、Q19、Q23 では、法人格の有無によって有意な分布の偏りはみられなかった。

第5章 考察

本調査は、運動部活動が地域連携・地域クラブ活動移行されるに伴い地域の担い手として期待される総合型クラブとスポーツ少年団の倫理に関する取り組み等について把握することを目的に実施された。そうした視点から本調査の結果について考察する。

a) 総合型クラブとスポーツ少年団の運営状態

まず前提として、総合型クラブとスポーツ少年団とでは、例えば法人格の有無や予算規模、そして会員・役員・事務局スタッフ・ボランティア・指導者等の人数に大きな違いがある。平均的には総合型クラブは設立後 20 年ほどしか経っていないが、何らかの法人格を有しており、500 万円以上の年間予算規模をもつ傾向にある。同時に数百人の会員を抱え、常勤の事務局員と 10 人程度のボランティア、そして 20 人程度の指導者で事業を展開している。それに対してスポーツ少年団は総合型クラブよりも 20～30 年ほど長い歴史をもつが、ほとんどが法人格をもたず、年間予算規模は 50 万円以下である。会員は 25 人程度であり、約 3 人のスタッフとボランティア、約 5 人の指導者で指導を行っている。このように団体運営の基礎体力とも呼べる条件は、スポーツ少年団よりも総合型クラブのほうが整っている傾向にあるといえるだろう。したがって、運動部活動の地域連携・地域クラブ活動移行に際しては、総合型クラブのほうがより受け入れる余地、余裕をもつと思われる。

b) 総合型クラブとスポーツ少年団の部活動地域連携・地域クラブ活動移行への取り組みと課題

実際に運動部活動の地域連携・地域クラブ活動移行に関わる取り組みを行っていたり関わっている団体は、調査実施時点(図 1)でも今後の見込み(図 8)においても総合型クラブにおいてより多くなっている。しかし実数としてはスポーツ少年団のほうが圧倒的に多く、調査実施時点で関わっている団体数は総合型クラブ 209 団体に対してスポーツ少年団 1,536 団体である(図 1)。さらにそうした関わりにおける行政との連携をみると、そこでも総合型クラブのほうが行政と連携している傾向を確認できる(図 3)。行政との連携に至った経緯としては、スポーツ少年団では「行政からの打診」が総合型クラブよりも低かった(図 4)。また行政との連携を検討しない理由としては、スポーツ少年団では「行政との繋がりが弱い」を選ぶ傾向が強い(図 6)。今後、部活動の地域連携・地域クラブ活動移行に関して取り組む予定が「ない」と回答した団体は、その理由として「行政の方針が未決」を挙げる傾向が強かった(図 10)。さらにスポーツ少年団の 2 割は「どうすればよいかわからない」と回答している。

こうしたことから、地域の担い手として期待される総合型クラブとスポーツ少年団の立場からみると、今後、部活動の地域連携・地域クラブ活動移行を進めていくに際しては、まずは行政が方針を定め、それを各地域のスポーツ団体と共有することが必要であろう。また団体の設立の経緯やこれまでの活動における行政との連携などは地域によって多様だと思われるが、概して総合型クラブよりもスポーツ少年団のほうが行政との繋がりが弱いと思われる。こうしたことから、行政が主導して運動部活動の地域における担い手を探す際には、総合型クラブに加えて、地域のスポーツ少年団の存在も意識し、協議会での話し合いや計画の立案に含めていくことが有効になるだろう。

c) 総合型クラブとスポーツ少年団の倫理的問題への取り組みと課題

上述したように、団体運営の基礎体力は、スポーツ少年団よりも総合型クラブのほうが備えている傾向にあるといえる。このことは倫理に関する様々な取り組み状況にも表れる傾向がみられる。

まず「今後、部活動の地域連携・地域クラブ活動への移行に関して取り組みを行う予定がある」

と回答した団体において、運営に関する基本的な事項を定める規約等は 9 割以上の総合型クラブが策定していたのに対して、スポーツ少年団で策定していたのは 7 割強であった(図 11)。規約等を策定している団体のうち倫理的問題に関する内容を定めている団体の割合は総合型クラブで 25.7%であるのに対してスポーツ少年団では 34.0%であり(図 14)、スポーツ少年団のほうがやや良好な状況にあるが、倫理的問題を扱う常設委員会の設置(図 18)や担当者の決定(図 19)では、スポーツ少年団における対応がやや低調な傾向がみられた。倫理的問題について定めている内容としては、スポーツ少年団では暴力暴行等や暴言等については高い割合で取り上げていたが、各種ハラスメントを含むその他の項目ではあまり取り上げていなかった(図 16)。また策定した規約等において倫理的問題に関する内容を「定めておらず、検討もしていない」理由として、総合型クラブでは「積極的な意見が出ない」が高い割合で挙げられるのに対して、4 割を超えるスポーツ少年団がその理由として「必要性を感じない」を挙げた。ただし、倫理的問題が起こらないための予防対策については、スポーツ少年団は総合型クラブよりも 10 ポイント以上も取り組む団体が多かった。また図 21 からは、スポーツ少年団において取り組まれている予防対策の内容は主に暴力暴行等、暴言等、パワハラ、不適切な指導、差別的言動であることがわかる。そして性的虐待、セクハラに関しては、総合型クラブと比べるとスポーツ少年団ではその予防対策に取り組めていない傾向がある。

近年、地域スポーツクラブの活動において起こっている指導者による児童生徒への性的虐待やセクハラ事件が報告されており(高峰, 2025)、そうした現状に鑑みると、4 割を超えるスポーツ少年団が規約等において倫理的問題に関する内容を検討しない理由として「必要性を感じない」を挙げた結果には心許なさを感じる。またスポーツ少年団に限らず総合型クラブにおいても 2~3 割の団体が、倫理的問題に関する「規定の策定」「委員会等の設置」「担当者の決定」「予防対策の取り組み」「処理規程の策定」を検討しないと回答している。例えば倫理的問題について規定に定めがなければ、そうした言動が生じた場合に、その言動を問題視する根拠があいまいになる。そして誰が誰と、どのように情報を把握したり最終判断をするのか、その最終判断に基づいて加害者にどのように対処するのか、といったことが事前に決まっていないと、問題が起こった場合の対処が公正なものでなくなるかもしれないと、時間もかかる。部活動の地域連携・地域クラブ活動移行が進む中で、問題が起こってはじめて「必要性を感じる」のでは不十分である。担い手となる地域のスポーツ団体には、「倫理的な問題は起こる」という前提で取りうる対策を進めることが求められるだろう。

d) 地域スポーツ団体の倫理的な問題への取り組みを促進するために

最後に、その具体的な方法論について検討する。近代社会におけるスポーツの成り立ちと現代的なスポーツの位置づけを勘案すると、各スポーツ団体における諸問題には各団体内で、あるいは地域別や競技別の統括団体がイニシアチブをとって対処すべきという自治主義的な考え方は重要である。しかし本調査で確認したように、地域のスポーツ団体が運営していくための基礎体力には限界があり、そうした状況の中で各スポーツ団体に対策を期待しても現実的ではないと思われる。

また地域の各スポーツ団体が作成したガイドラインの内容や処罰の基準が統一されていなければ、同一の言動がある団体では処罰の対象にはならず、別の団体では厳しい処罰を下されるといった事態が生じうる。

このように考えると、こと倫理的な問題に関しては自治主義的な考え方を超えて、全国統一的な

基準が必要であり、さらには地域の各スポーツ団体が活用できるような各種教材が準備されていたり情報が提供されているとさらに望ましいだろう。

以上のことから、部活動の地域連携・地域クラブ活動移行に伴っては、倫理的問題に関する予防対策、苦情の受付け、対処、処理といった一連の事項をカバーするような全国的なプラットフォームを構築することが強く望まれる。また、地域クラブ活動において発生する問題に対しては、地方公共団体と地域における関係団体等とが適切に役割分担を行った上で、連携・協働しながら取組を進める必要がある。実施主体、運営団体となる団体がリスクマネジメントに主体的に取り組むことは第一義であるが、他方、地方公共団体も施設管理責任をはじめ、事故や指導者の不適切行為の防止などの問題発生時の対応に、協力して取り組むことが必要である。

<引用文献>

高峰修（2025）「部活動地域移行にみる生徒の安心・安全課題についての検討：地域スポーツ現場で起こった性的暴行事例を参考に」年報体育社会学 5:早期公開.

<https://doi.org/10.32243/arspes.25-06-001>